

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年11月28日提出
【計算期間】	第22期(自 2022年8月30日至 2023年8月29日)
【ファンド名】	マイストーリー・株 2 5 マイストーリー・株 5 0 マイストーリー・株 7 5 マイストーリー・株 1 0 0 マイストーリー・日本株 1 0 0
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O 兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

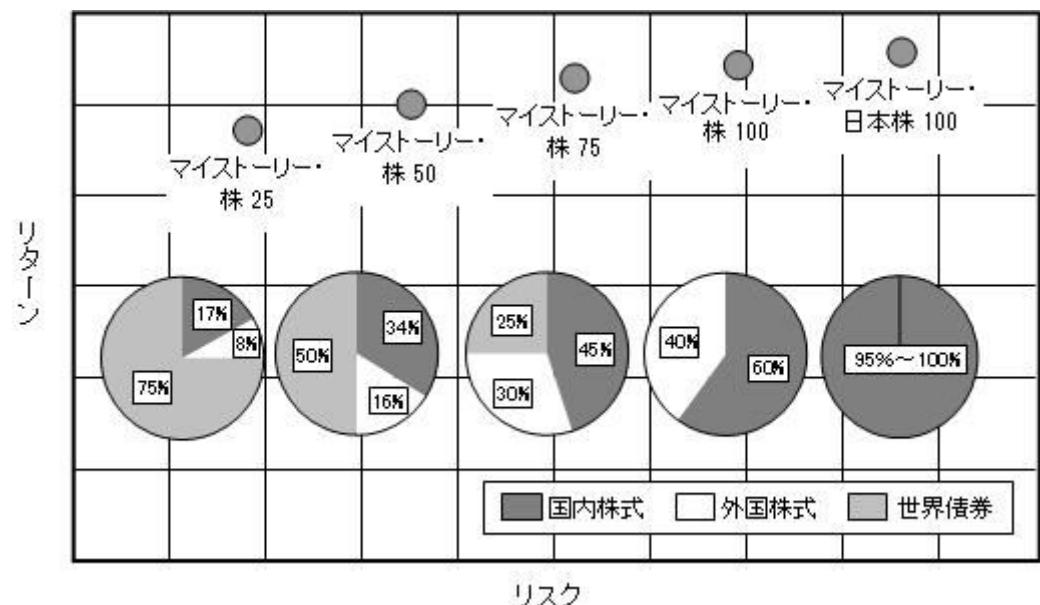
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

[1]「マイストーリー」は、投資家のリスク選好度の違いやライフ・スタイルの変化に対応できるよう、リスク水準が異なると考えられる5本のファンドから構成されています。

マイストーリーでは、5つのリスク水準の異なる資産配分タイプが用意されており、投資者は自らの投資期間やリスク許容度等に応じて、各ファンド（各コース）を選択できます。また、将来ライフ・ステージの変化などで負担できるリスク度合いに変化が生じた場合、マイストーリーを構成する各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことで、リスク度合いを選び直すことも可能です。



図中のリスク・リターンの関係を表す点(印)は、一般的なリスクとリターンのトレード・オフ関係(リスクの低いポートフォリオの場合は高いリターンは期待できない、逆に期待リターンが高いポートフォリオは、リスクも高い、いわゆる低リスク・低リターン、高リスク・高リターンという概念)を示したイメージ図です。マイ

ストーリーを構成する各ファンド間のリターンやリスクの順位関係等を保証するものではありません。

(注)上記図中の円グラフは、各ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する各ファンドにおける資産クラス別の基準配分比率(純資産に対する比率)をイメージ化したものです。

マイストーリーが投資する投資信託証券で、世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。また、上記図中の世界債券は、「国内債券および外国債券」の資産クラスを示しており、国内債券が含まれています。

上記に記載の比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

「株25」、「株50」および「株75」は、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行ないます。

「株100」および「日本株100」は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

[2] 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) 」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れないと判断したファンドに分散投資を行ないます。

マイストーリーでは、多数の投資信託証券 (ファンド) へ投資することで、「資産の分散」、「運用

スタイルの分散」、「運用者の分散」という3段階でリスク分散 を図ります。

「マイストーリー・株100」および「マイストーリー・日本株100」は株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のみへの投資となります。

また、マイストーリーにおいて、資産の分散とは、国内株式、外国株式、国内債券および外国債券などの資産クラスの分散をいい、運用スタイルの分散とは、例えば、株式投資におけるグロース、バリュー等の投資戦略の分散をいい、運用者の分散とは運用会社もしくは運用担当者の分散をいいます。

リスク分散のイメージ図



上記は、リスク分散について分かり易く説明するためのイメージ図であり、特定のマイストーリーを構成するファンドにおける比率を表示しているものではありません。

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）は、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- (マイストーリー・株25)
- (マイストーリー・株50)
- (マイストーリー・株75)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券)) 資産配分 固定型))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

(マイストーリー・株100)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般		日本		
大型株	年2回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
中小型株	年4回	欧州		
債券		アジア		
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券	年12回 (毎月)	中近東 (中東)		
クレジット属性 ()	日々	エマージング		
不動産投信	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

(マイストーリー・日本株100)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
追加型	海 外 内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファミリーファンド
	年6回 (隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

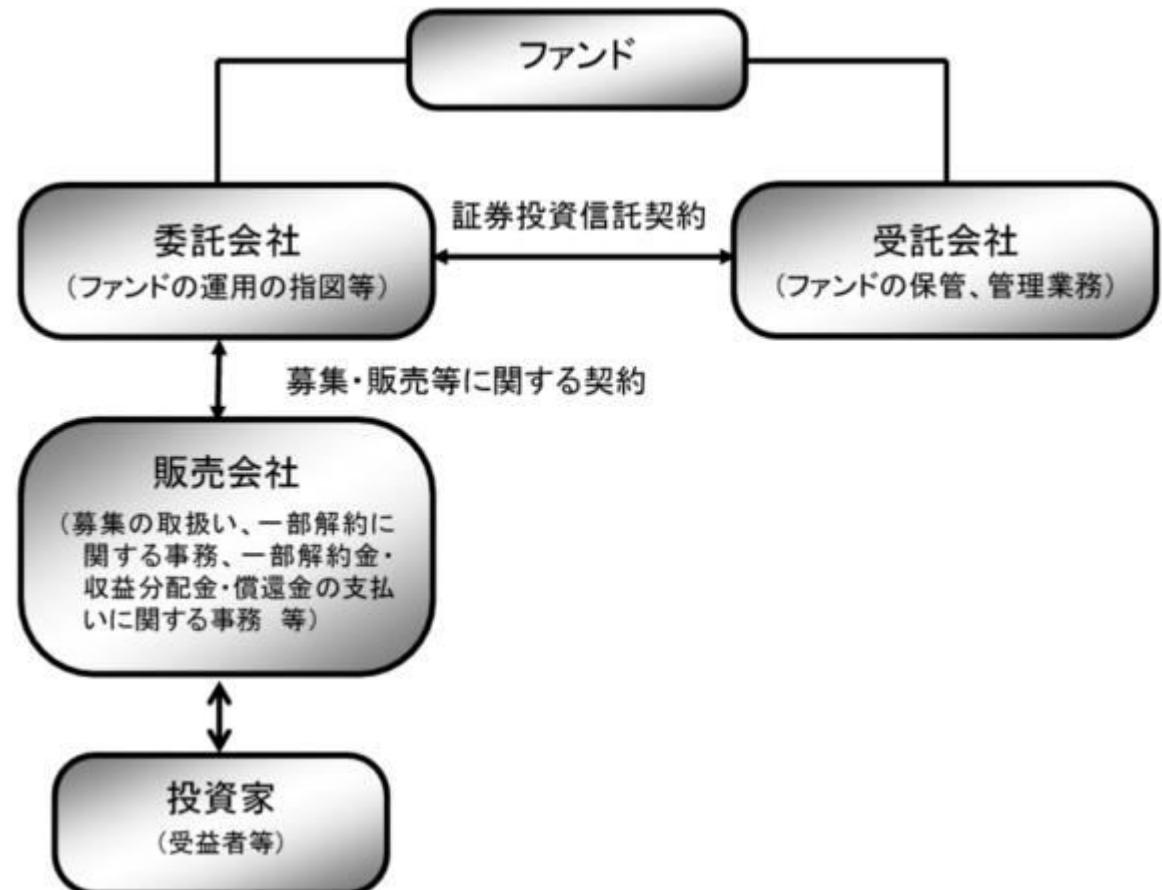
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

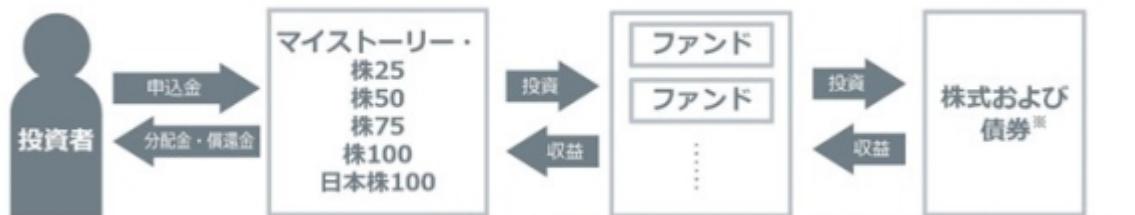
2001年8月30日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	マイストーリー・株25 マイストーリー・株50 マイストーリー・株75 マイストーリー・株100 マイストーリー・日本株100
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況(2023年10月末現在)

- 名称

野村アセットマネジメント株式会社

- 資本金の額

17,180百万円

- 会社の沿革

1959年12月 1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

- 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

[1] 主として、以下の投資信託証券に投資します。

各ファンドが投資を行なう投資信託証券

投資信託証券の種類	株25 , 株50 , 株75	株100	日本株100
国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			
世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			
国内の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			
世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券			

[2] 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価

等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

「株25」、「株50」および「株75」については、各ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね下記の比率程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

実質的に保有する株式の比率

株 25	25 % 程度
株 50	50 % 程度
株 75	75 % 程度

投資信託証券への投資にあたっては、各ファンド毎に当該ファンドが実質的に投資することとなる資産クラス別の基準配分比率を原則として維持することを意識した運用を行なうことを基本とします。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券および当該投資信託証券への投資を通じて実質的に投資することを意識する各ファンドにおける資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）は以下の通りです。

なお、「日本株100」を除く各ファンドの基準配分比率については、将来的に、長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。

資産 クラス	基準配分比率				
	株25	株50	株75	株100	日本株100
国内株式	17%程度	34%程度	45%程度	60%程度	フルインベストメント (95% ~ 100%程度)
外国株式	8%程度	16%程度	30%程度	40%程度	
国内債券 および 外国債券	75%程度	50%程度	25%程度		

「国内債券および外国債券」の資産クラスを「世界債券」と称する場合があります。

[4] 資産クラス毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、マイストーリーを構成する各ファンドは、前記の基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。

ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、前記の基準配分比率から各々「程度」をとった比率とし、「マイストーリー・日本株100」においては国内株式を100%とします。

資産クラス	指数
国内株式	東証株価指数(TOPIX)

外国株式	MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース) ¹
国内債券および外国債券	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース) ²

1 「MSCI KOKUSAI インデックス(日本を除く世界先進国)(円ヘッジベース)」は、MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)(現地通貨ベース)をもとに、委託会社(運用の権限委託先を含みます。以下この欄において同じ。)が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。MSCI KOKUSAI Index(MSCI World Index ex Japan)に関する著作権、およびその他知的所有権はMSCIに帰属しております。また、MSCIは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

2 「ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(円ヘッジベース)」は、「ブルームバーグ・グローバル総合インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

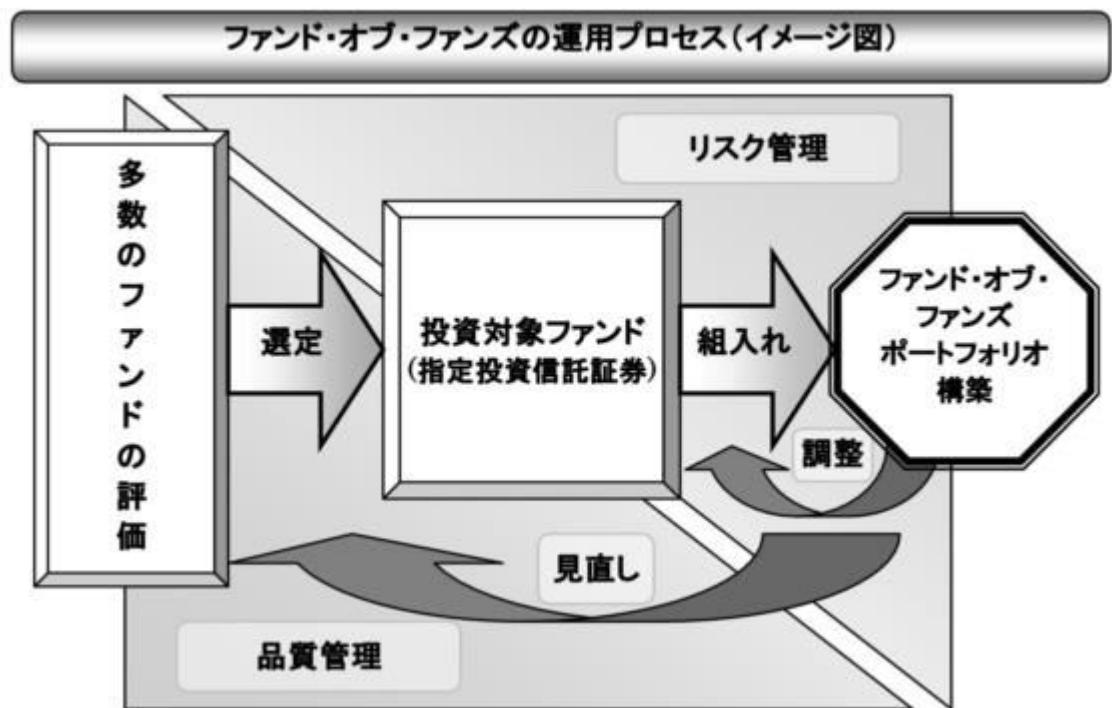
(注) 資産クラス毎のベンチマークの計算にあたっては、委託者において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点に合わせて計算を行ないます。

ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

組入れる投資信託証券については、運用実績または運用手法を定量・定性的に分析し、且つ当該投資信託証券の定量的なリスク分析によりこれらに投資を行なうファンドのリスク管理を重視した上で資産クラス別の基準配分比率を勘案して選定・配分を行なうことを基本とします。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質の維持・向上を目指します。運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) について

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (NFRC) は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務とする、野村グループの投資顧問会社です。

(2) 【投資対象】

主として有価証券に投資する投資信託証券 を主要投資対象とします。

投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）とします。

各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

主要 投資対象	指定投資信託証券	株25 株50 株75	株100	日本株100
国内株式	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)			
	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)			
	ノムラ - T&D J Flag日本株F (適格機関投資家専用)			
	日本フォーカス・グロースF (適格機関投資家専用)			
	SJAMバリュー日本株F (適格機関投資家専用)			
	One国内株オープンF (FOFs用) (適格機関投資家専用)			
	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF (適格機関投資家専用)			
	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF (適格機関投資家専用)			
外国株式	グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドF (適格機関投資家専用)			
	野村DFA海外株式バリューファンドF (適格機関投資家専用)			
	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本) F (適格機関投資家専用)			
	野村ウェリントン・グローバル・オポチュニティック・バリュー (除く日本) F (適格機関投資家専用)			
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F <外国籍投資信託>			
	NKグローバル株式アクティブランドF (適格機関投資家専用)			
	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF (適格機関投資家専用)			
	ノムラ・ワールド (除く日本) エクイティ・ファンドF <外国籍投資信託>			
	ノムラ海外債券ファンドF (適格機関投資家専用)			

国内債券 および 外国債券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)			
	ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)			
	NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC<外国籍投資信託>			
	フランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)			
	マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)			
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC <外国籍投資信託>			
	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド(除く日本)(為替ヘッジあり・毎月分配)<外国籍投資信託>			

上記は2023年11月28日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が名称が変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

なお、デリバティブの直接利用は行いません。

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

口 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」に共通

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・株100」

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」とい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・日本株100」

有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、各ファンド毎に上記に掲げる有価証券のほか、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(各ファンドにつき上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下は各ファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2023年11月28日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したもので
す(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合が
あります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定
投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資
信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。

[各F]

- ・運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本
方針に基づいて運用します。

[FC]

- ・各指定投資信託証券により異なります。

詳しくは、各指定投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。ま
た、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合がありま
す。

ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、
信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用しま
す。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.74%の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限(2007年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.60%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。

株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ - T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ - T&D J Flag日本株 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、「ノムラ - T&D J Flag日本株 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2016年10月13日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年1.0%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への実質的な投資にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」に基づいて、個別銘柄選定、ポートフォリオの構築等を行なうことを基本とします。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市況動向等を勘案して、委託者が適切と判断した際等には先物取引等の活用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。

T&Dアセットマネジメント株式会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である日本長期成長株集中投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

原則として無期限（2020年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社
ファンドおよび マザーファンドの 投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限として信託財産から支払います（なお、当該率については、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の定率を見直し、年率0.10%を上限として変更する場合があります。）。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。

信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式（これに準ずるものを含みます。）に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。

事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うこともあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるSJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」を中長期的に上回る運用成果を目指します。

ファンドは、SJAMバリュー日本株・マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2017年4月12日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	S O M P O アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.50%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

SJAMバリュー日本株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して、積極的な運用を行います。なお、わが国の株式に直接投資する場合があります。

独自の調査分析に基づいて算出した理論株価と市場価格を比較し、割安となっている銘柄に投資することを基本にリスク管理を行いつつ最適なポートフォリオを構築し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」を中心的に上回る運用成果を目指します。

株式(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含みます。)の組入比率は原則として信託財産総額の50%超(高位に維持)を基本とします。なお、株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(親投資信託受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等を言います。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

One国内株オーブンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として親投資信託であるOne国内株オーブンマザーファンドへの投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資を行い、マクロの投資環境の変化に応じて、その時々で最適と判断される投資スタイルで運用を行います。

ファンドは、「東証株価指数（TOPIX）」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

(B)信託期間

無期限（2019年10月9日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

純資産総額に対して、税抜年0.61%

<内訳>

委託会社 税抜年0.57%

販売会社 税抜年0.02%

受託会社 税抜年0.02%

(E)投資方針等

(1)投資対象

「One国内株オーブンマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の上場株式に実質的に投資します。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

「東証株価指数（TOPIX）」を運用に当たってのベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資効果をめざします。

実質非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

実質外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。

(3)主な投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、わが国の上場株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

(B) 信託期間

無期限(2016年10月11日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して税抜年0.74%を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。)に上場している株式の中から、魅力的なビジネスと卓越した経営陣をあわせ持つ企業を投資対象とします。これらの企業に対して、割安な価格で集中的に投資を行い、長期で保有することを基本とします。

ファンドの資金動向や市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(上場投資信託を除きます。)への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等(デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として積極的な運用を行うことを目指します。

ファンドは、親投資信託であるアムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通して、

国内株式に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。

ファンドは、「アムンディ・ターゲット・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2004年3月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.85%の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

企業の資産価値や収益力等から算出される投資価値と比較した株価の割安度(バリュー)に着目した銘柄選択を行い、さらに株主価値の増大を図る余力があると思われる銘柄を厳選し投資します。

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドはMSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)をベンチマークとします。

「MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ(除く日本)・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2009年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	GQG・パートナーズ・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.785%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。

投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村DFA海外株式バリューマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことと基本とします。

(B) 信託期間

無期限(2020年10月8日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド ディエフエー・オーストラリア・リミテッド ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.40%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、企業の収益性および時価総額、株式の割安性等の観点から定量的に投資候補銘柄を選別します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

下記投資顧問会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー
- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
- ・ディエフエー・オーストラリア・リミテッド
- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年10月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウイリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、定量分析により銘柄群の絞込みを行なった後、マクロ経済見通し等を考慮しつつ、企業の質、バリュエーション、収益のトレンドなどの観点から分析を行ない、成長力とバリュエーションのバランスを勘案して組入銘柄を決定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウイリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー(除く日本)F(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー(除く日本)マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券))を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限(2022年4月7日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国(新興国を含みます。)の株式(DR(預託証券))を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、短期的に株価が大きく下落した銘柄のうち、財務の健全性や成長性があると判断される銘柄について、株価下落の要因と今後の株価上昇の可能性を分析し、投資候補銘柄を選定します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F

(A) ファンドの特色

ファンドは、日本を除く世界各国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、日本を除く世界各国の株式の運用を行う運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

(B) 信託期間

無期限(2023年4月17日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Alphinity Investment Management Pty Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.62%以内(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界各国の株式(DR(預託証書)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、日本を除く世界各国の株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、日本を除く世界各国の株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

NKグローバル株式アクティブランドF(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるグローバル株式アクティブランドマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の金融商品取引所上場株式(預託証券を含みます。)に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。

(B)信託期間

無期限（2023年4月13日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し下記の率を乗じて得た額とします。（税抜）

純資産総額が100億円以下の部分 ・・・・・・・ 0.65%

純資産総額が100億円超200億円以下の部分 ・・・ 0.60%

純資産総額が200億円超の部分 ・・・・・・・ 0.55%

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記信託報酬のうち委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

上記のほかに、運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。

上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

また、有価証券の貸付の指図を行なった場合には、委託者および受託者は、その品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として、收受する規定のあるものに限る）における品貸料は、当ファンドの時価総額に応じて按分する）の50%の額の報酬を受けることができます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

グローバル株式アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として、グローバル株式アクティブマザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式に実

質的に分散投資を行ないます。マザーファンドにおける株式の銘柄選定にあたっては、市場動向や銘柄毎の成長性、収益性、流動性等を勘案して行ないます。

マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。

実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。その際、為替ヘッジ対象となる通貨の流動性やファンドの状況等を考慮して、対象通貨と異なる通貨を用いて為替ヘッジを行なう場合があります。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式(エマージング・マーケットも含みます。)に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行

ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド * ティー・ロウ・プライス(カナダ)、インク *マザーファンドのみ
-----------------------	---

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.792%以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く世界各国の株式(エマージング・マーケットも含みます。)を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式(エマージング・マーケットも含みます。)の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。

マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライスのアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*委託会社およびその関連会社をいいます。

実質組入外貨建資産については、原則として対円への為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ取引等エクspoージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託(円建て)です。

円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことと基本とします。ベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス(円ヘッジベース)です。

(B) 信託期間

無期限(2015年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
管理事務代行会社	

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.60%(年率)とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。
なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限(2009年5月20日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.37%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。

ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。

マザーファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)です。

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を使用したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ファンドは、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

「ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ・汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは「ノムラ・インサイト欧州債券 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

(B) 信託期間

無期限(2008年5月21日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.45%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

汎歐州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付(BBB格相当以上の格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債(同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。)については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(Insight Investment Management (Global) Limited)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を使用したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債に実質的に投資を行ない、

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2001年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、6月および12月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に

応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用します。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.25%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA - BPI 総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI 総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として国内の公社債等に実質的に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中長期的に上回ることをめざし運用を行います。

ファンドは、NOMURA - BPI 総合をベンチマークとします。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

(B)信託期間

無期限(2019年4月1日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎期、当計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、以下の通りとします。

決算日は、毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。

新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
0.5%未満 の場合	税抜年0.19%
0.5%以上1.0%未満 の場合	税抜年0.25%
1.0%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産にかかる監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

国内の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として「ニッセイ国内債券オープン マザーファンド」を通じて、実質的に国内の公社債等に投資を行い、NOMURA - BPI 総合を中心長期的に上回ることをめざします。

マザーファンドにおいては、マクロ経済分析、債券市場分析に基づくデュレーション・満期構成比・債券種類別構成比の調整および個別銘柄の信用リスク分析等に基づく銘柄選択によりポートフォリオを構築します。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権をいいます。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC

(A) ファンドの特色

ファンドは、主に汎欧州市場の債券へ分散投資することにより、ベンチマークを上回る収益の確保を目指して運用を行ないます。

NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)¹をベンチマークとします。

¹「ブルームバーグ汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、ブルームバーグ汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島契約型外国籍投資信託です。

(B) 信託期間

ファンドの設定日(2015年4月9日)から149年

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
保管受託銀行	

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.46%(年率)とします。

上記のほか、ファンドは、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用等を負担します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

汎欧州市場の債券を主要な投資対象とします。

(2)投資態度

主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。

FC の実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図ります。

現物債への投資に加えて、先物やデリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

少なくともファンドの純資産額の50%以上を金融商品取引法で定義される有価証券に投資します。

有価証券(現物に限る)の空売りは行いません。

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を使用したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(除く上場投資信託証券および上場不動産投資信託証券)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

フランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるフランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドは、ブルームバーグ米国総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

「Bloomberg^(R)」およびブルームバーグ米国総合インデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社とは提携しておらず、また、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社が運用するファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

ファンドは、「フランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(2006年5月18日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.42%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受けける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国ドル建ての高格付の公社債(モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。)及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、S & P社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格(BBB - またはBaa3以上)以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未満の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

米国ドル建て以外の外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるマニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じ

て、主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドは、NOMURA BPI総合(NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)を参考指標とします。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(2019年4月4日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬率は、毎年、3月および9月の最終営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通りとし、当該最終営業日の翌月の21日以降で、前日が営業日である最初の営業日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
0.5%未満の場合	税抜年0.25%
0.5%以上1%未満の場合	税抜年0.28%
1%以上の場合	税抜年0.31%

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の公社債を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。

NOMURA BPI総合を参考指標として、ユーロ円債を含む円建て公社債のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。

マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によつては、上記の運用が行われないことがあります。

(3)主な投資制限

債券への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等の直接利用は行いません。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除く)への投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式、転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC

(A) ファンドの特色

ファンドは、米ドル建ての公社債(以下、「米国債券」といいます。)を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指し運用を行うことを基本とします。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用を行なう運用会社を選定します(選定する運用会社は複数になる場合があります)。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC(「FC」といいます。)は、ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

「ブルームバーグ・米国総合インデックス(円ヘッジベース)」はブルームバーグ・米国総合インデックス(米ドルベース)をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限(2011年10月6日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー
管理事務代行会社	

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Allspring Global Investments, LLC

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.35%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.1%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建ての公社債（以下、「米国債券」といいます。）を主要投資対象とし、安定的なインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことを目指します。

投資顧問会社が、米国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

外貨建資産については、原則としてブルームバーグ・米国総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

PGIMグローバル・コア・ポンド・ファンド(除く日本)(為替ヘッジあり・毎月分配)*

*FCに該当(以下「FC」と記載)

(A) ファンドの特色

主として世界の投資適格の公社債に投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

PGIMグローバル・コア・ポンド・ファンド(除く日本)(以下、「ファンド」)は、ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円換算ベース)をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型のケイマン籍外国投資信託です。

(B) 信託期間

2017年11月10日から149年間 (ファンドの設定日は2018年3月15日)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	PGIMインク
受託会社	オジエ・グローバル(ケイマン)リミテッド

保管受託銀行 管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン & Co.
--------------------	-----------------------

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額に対し年率0.30%以内の率を乗じて得た額とします。
 その他に、ファンド設立に係る費用やファンドの事務処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます)は、ファンドより実費にて支払われます。また、有価証券売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、ファンド資産およびその収益に関する租税等もファンドの負担となります。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

世界の投資適格の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として世界の投資適格の公社債に投資し、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

世界各国の公社債、金利、通貨、デリバティブに広く分散投資します。

非投資適格債を含めベンチマークに含まれない公社債にも投資します。

FCの実質組入れ外貨建て資産については、ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ヘッジベース)を参照のうえ対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。

(3)主な投資制限

資金の借入はファンドの純資産総額の10%を上限とします。

同一発行体が発行する株式等エクスポージャー、債券等エクspoージャー及びデリバティブ等エクスポージャーは、一般社団法人投資信託協会規則に定める範囲内とします。

株式、現物商品、及び株式や現物商品に関するデリバティブへの直接投資は行いません。

(4)収益分配方針

毎月、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ベンチマークについて

東証株価指数(TOPIX)の指標値及び東証株価指数(TOPIX)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

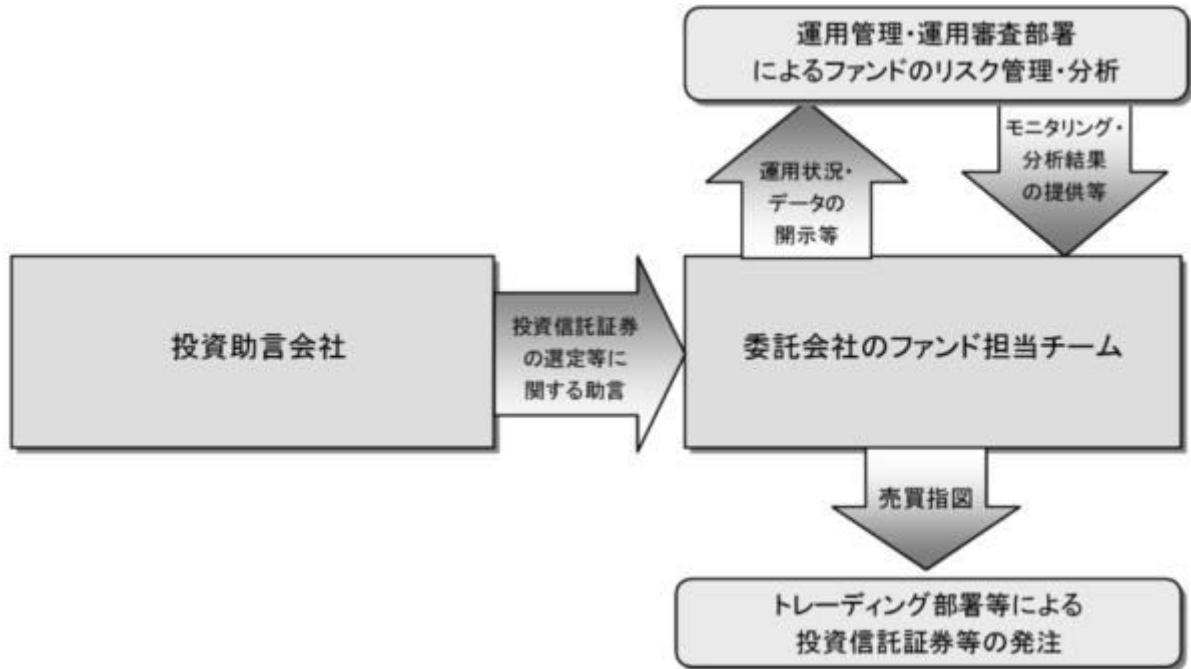
MSCI-KOKUSAI指数は、MSCIが開発した指標で、当該指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

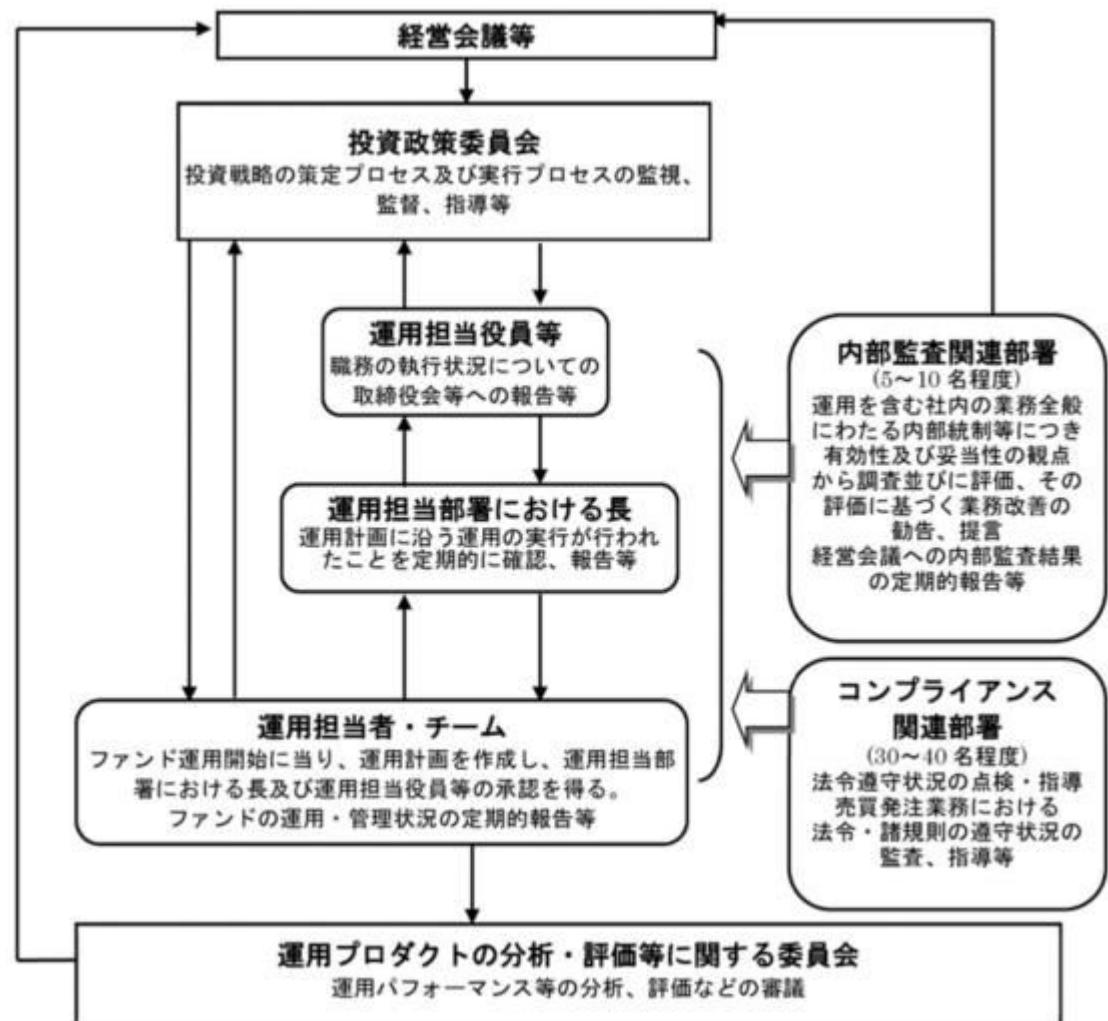
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けてあります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務

付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なほその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行いません。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

公社債の借入れ(約款第25条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができま
す。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の
指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし
ます。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の
純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた
公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第33条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資
金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的と
して、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場
を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の
運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託
財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から
信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日
から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該
期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償
還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産
の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業
日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポート
ジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として
それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に

従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]（マイストーリー・株100、マイストーリー・日本株100を除く）

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドによっては、実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]（マイストーリー・日本株100を除く）

ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への分配を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。

また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

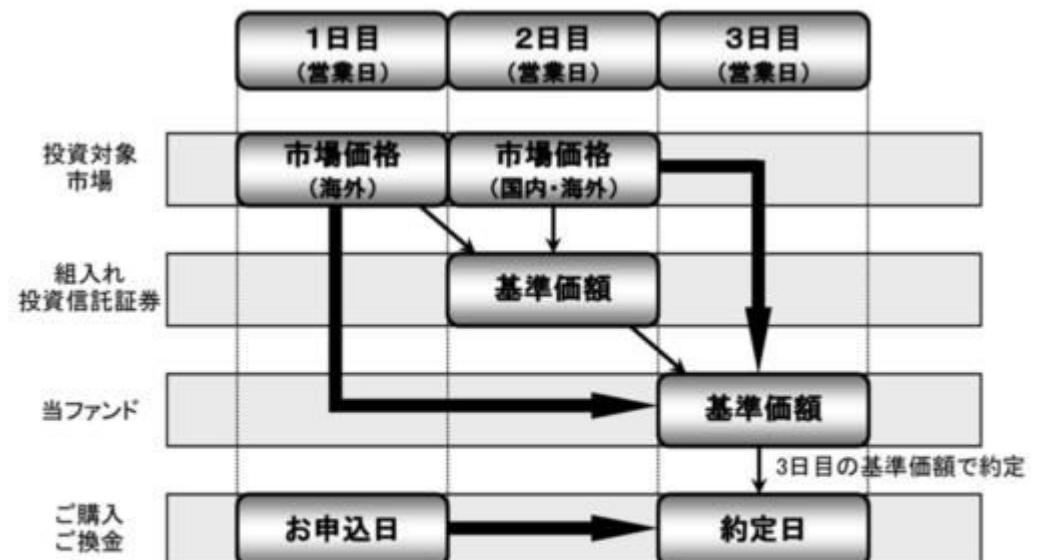
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご留意ください。

<基準価額の算出イメージ図>



約定日(3日目)の基準価額(約定価額)は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日(1日目)またはお申込日の翌営業日(2日目)、国内市场はお申込日の翌営業日(2日目)の市場価格を反映したものです。
なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。

※「日本株100」は、上記図表の2日目を「1日目」、3日目を「2日目」としてお読み替えください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

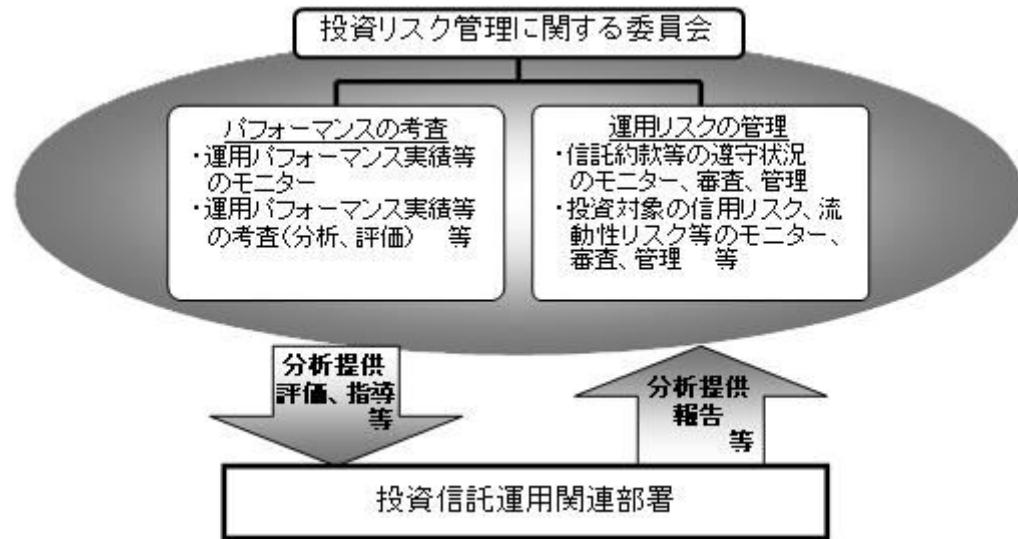
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを

実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

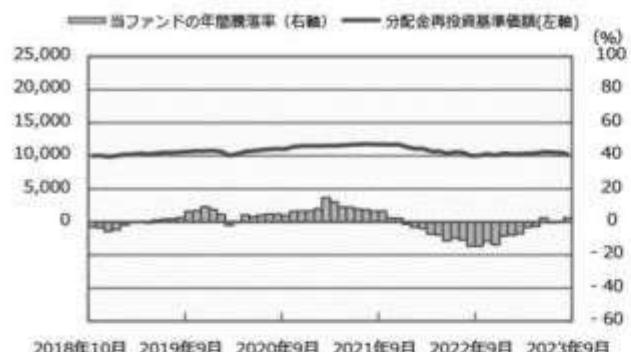


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

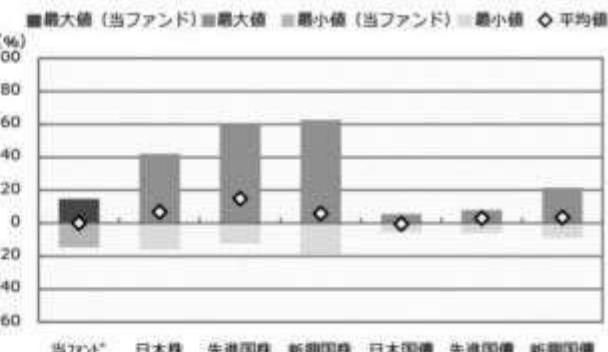
■ リスクの定量的比較 (2018年10月末～2023年9月末：月次)

■ 株25

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	14.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 14.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	0.2	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

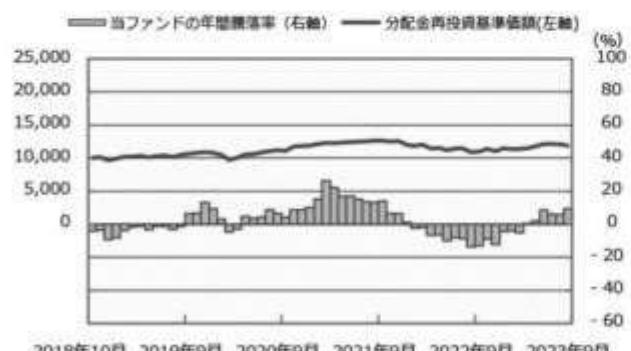
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指標化しております。

* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

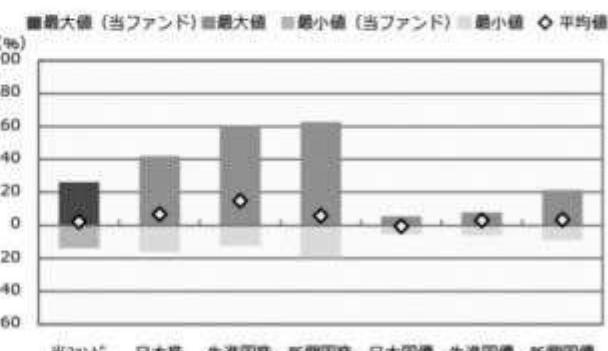
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 株50

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



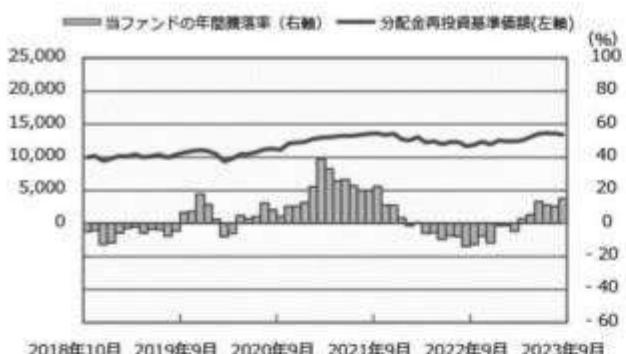
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 13.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.3	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指標化しております。

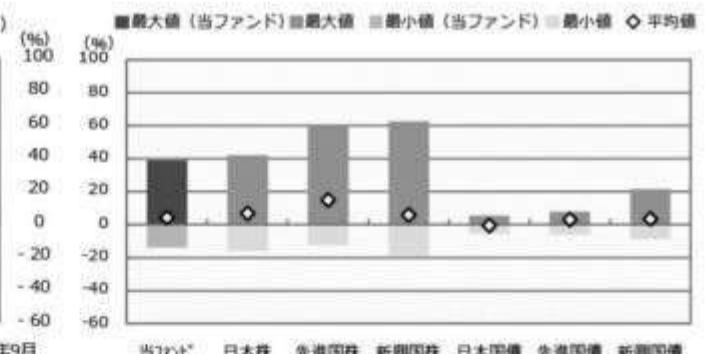
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■株75

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



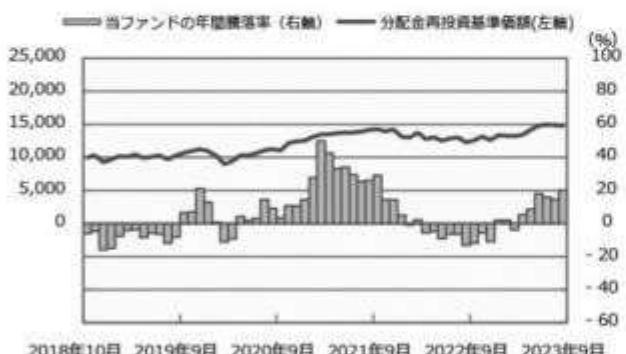
* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指標化しております。

* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

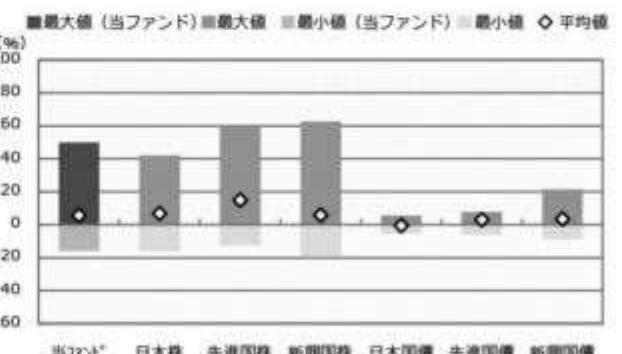
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■株100

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指標化しております。

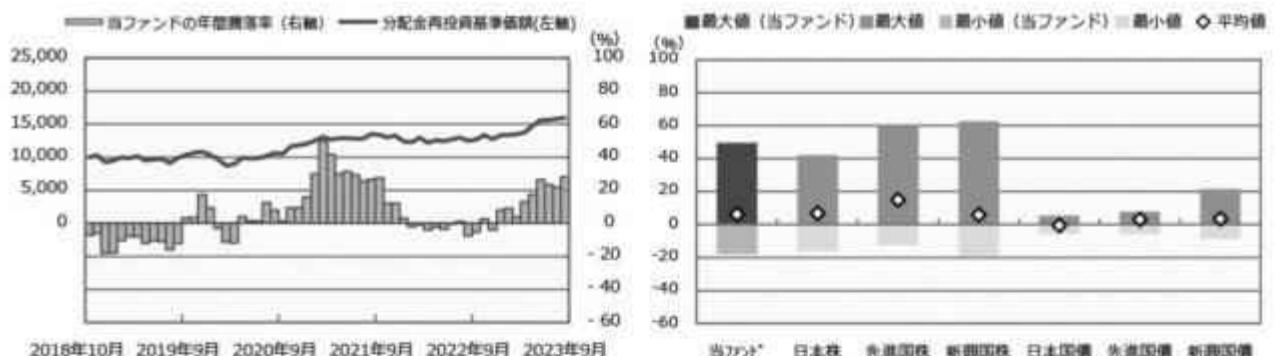
* 年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

日本株100

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、2018年10月末を10,000として指標化しております。

*年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

<代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指標の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J.P.X.研究又は株式会社J.P.X.施設の関連会社（以下「J.P.X.」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利、ノワハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ.P.X.が有します。J.P.X.は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J.P.X.により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の販促、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ.P.X.は責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債…NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關して一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）…FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」といいます）についてここに提供された情報は、指標のレベルを含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や傾向を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられていますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、「JPM」）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあります。また、発行体の引受け人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または純主になっている可能性もあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については取得申込日の翌々営業日の基準価額に、「マイストーリー・日本株100」については取得申込日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」に共通
信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.66%（税抜年0.6%）の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

ファンドの 純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.27%	年0.28%

販売会社	年0.30%	年0.30%
受託会社	年0.03%	年0.02%

「マイストーリー・株100」、「マイストーリー・日本株100」に共通

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.825%（税抜年0.75%）の率を乗じて得た額とします。また、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

ファンドの 純資産総額	500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.27%	年0.28%
販売会社	年0.45%	年0.45%
受託会社	年0.03%	年0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、各ファンドの信託報酬に各ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、各ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

ファンド	実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
「マイストーリー・株25」	1.10% ± 0.15%程度

「マイストーリー・株50」	1.20% ± 0.15% 程度
「マイストーリー・株75」	1.30% ± 0.15% 程度
「マイストーリー・株100」	1.55% ± 0.15% 程度
「マイストーリー・日本株100」	1.60% ± 0.15% 程度

各ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2023年11月28日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.25%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただ

きます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示すること
ができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315% および地方税5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、「日本株100」は、配当控除の適用があります。「日本株100」を除く各ファンドは、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315% および地方税5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに
限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
--------	---------------------------------	--------

・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	<u>特定公社債</u> 、 <u>公募公社債投資信託</u> 、上場株式、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金
---	--	--------------------------------------

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年9月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

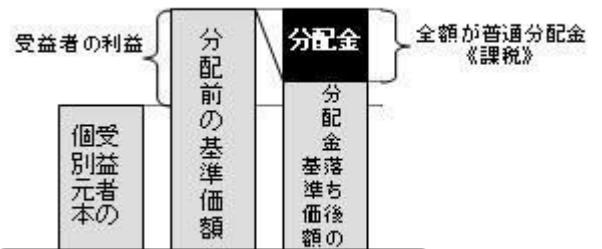
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合には、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

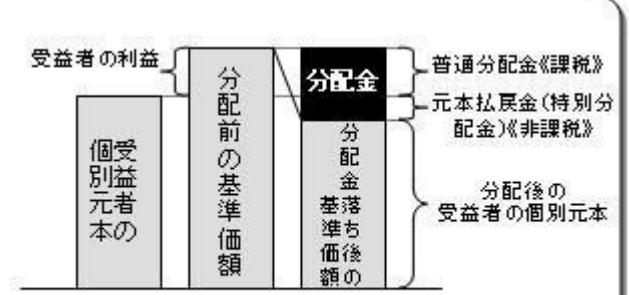
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年9月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2023年9月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

マイストーリー・株25

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	732,645,852	66.01
	ケイマン諸島	366,073,308	32.98
	小計	1,098,719,160	99.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		11,095,510	0.99
合計(純資産総額)		1,109,814,670	100.00

マイストーリー・株50

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,827,209,454	76.57
	ケイマン諸島	540,745,468	22.66
	小計	2,367,954,922	99.23
現金・預金・その他資産(負債控除後)		18,311,535	0.76
合計(純資産総額)		2,386,266,457	100.00

マイストーリー・株75

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,647,866,396	85.60
	ケイマン諸島	255,570,212	13.27
	小計	1,903,436,608	98.87
現金・預金・その他資産(負債控除後)		21,613,636	1.12
合計(純資産総額)		1,925,050,244	100.00

マイストーリー・株100

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	890,964,268	93.67
	ケイマン諸島	48,457,708	5.09
	小計	939,421,976	98.76
現金・預金・その他資産(負債控除後)		11,722,552	1.23
合計(純資産総額)		951,144,528	100.00

マイストーリー・日本株 100

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	973,500,724	98.96
現金・預金・その他資産(負債控除後)		10,212,302	1.03
合計(純資産総額)		983,713,026	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

マイストーリー・株 25

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国債券FC	24,090	7,793	187,738,910	7,574	182,457,660	16.44
2	日本	投資信託受 益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機 関投資家専用)	13,159	12,614	165,994,468	12,286	161,671,474	14.56
3	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	PGIMグローバル・コア・ボンド・ ファンド(除く日本)(為替ヘッ ジあり・毎月分配)	15,559	8,170	127,118,389	7,995	124,394,205	11.20

4	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	9,912	10,849	107,544,870	10,519	104,264,328	9.39
5	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	6,184	15,467	95,649,879	15,270	94,429,680	8.50
6	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E B パン・ヨーロピアン・ボンド・ファンド F C	6,069	7,902	47,961,449	7,751	47,040,819	4.23
7	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	1,527	26,030	39,747,810	27,023	41,264,121	3.71
8	日本	投資信託受益証券	ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)	3,813	9,631	36,723,041	9,583	36,539,979	3.29
9	日本	投資信託受益証券	One国内株式オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	1,803	17,650	31,822,950	17,960	32,381,880	2.91
10	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	1,777	17,906	31,819,352	17,508	31,111,716	2.80
11	日本	投資信託受益証券	マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	3,083	9,677	29,834,252	9,623	29,667,709	2.67
12	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	950	30,523	28,997,182	31,217	29,656,150	2.67
13	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	1,924	13,120	25,243,630	13,046	25,100,504	2.26
14	日本	投資信託受益証券	SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	1,099	17,570	19,309,430	18,658	20,505,142	1.84
15	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	337	51,648	17,405,376	54,005	18,199,685	1.63
16	日本	投資信託受益証券	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニティスティック・バリュー(除く日本)F(適格機関投資家専用)	1,918	9,593	18,399,802	9,394	18,017,692	1.62
17	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	797	21,396	17,052,612	21,699	17,294,103	1.55
18	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	1,427	11,883	16,957,041	11,660	16,638,820	1.49
19	日本	投資信託受益証券	NKグローバル株式アクティブファンドF(適格機関投資家専用)	1,429	10,195	14,568,963	9,771	13,962,759	1.25
20	日本	投資信託受益証券	ウェリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	1,613	7,892	12,729,796	7,604	12,265,252	1.10
21	日本	投資信託受益証券	ノムラ-T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	705	16,499	11,632,161	15,880	11,195,400	1.00
22	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	764	14,000	10,696,000	13,483	10,301,012	0.92

23	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	168	43,041	7,230,888	42,603	7,157,304	0.64
24	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F	744	9,819	7,305,516	9,541	7,098,504	0.63
25	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF	342	14,866	5,084,172	14,860	5,082,120	0.45
26	日本	投資信託受益証券	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	141	4,846	683,286	4,603	649,023	0.05
27	日本	投資信託受益証券	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	13	22,033	286,429	21,494	279,422	0.02
28	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	11	8,148	89,628	8,427	92,697	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.00
合 計	99.00

マイストーリー・株50

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国債券FC	33,205	7,794	258,803,090	7,574	251,494,670	10.53
2	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	18,181	12,616	229,387,495	12,286	223,371,766	9.36
3	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	6,638	26,030	172,787,140	27,023	179,378,674	7.51
4	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド(除く日本)(為替ヘッジあり・毎月分配)	21,620	8,171	176,659,564	7,995	172,851,900	7.24
5	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	13,726	10,852	148,954,726	10,519	144,383,794	6.05

6	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF(FOFs用) (適格機関投資家専用)	7,794	17,650	137,564,100	17,960	139,980,240	5.86
7	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	7,673	17,906	137,393,704	17,508	134,338,884	5.62
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	8,556	15,468	132,345,539	15,270	130,650,120	5.47
9	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,106	30,523	125,329,893	31,217	128,177,002	5.37
10	日本	投資信託受益証券	SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	4,790	17,570	84,160,300	18,658	89,371,820	3.74
11	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,471	51,648	75,974,208	54,005	79,441,355	3.32
12	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,485	21,396	74,565,060	21,699	75,621,015	3.16
13	日本	投資信託受益証券	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニティック・バリュー(除く日本)F(適格機関投資家専用)	7,928	9,593	76,053,386	9,394	74,475,632	3.12
14	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	5,909	11,883	70,216,647	11,660	68,898,940	2.88
15	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E Bパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C	8,396	7,902	66,346,370	7,751	65,077,396	2.72
16	日本	投資信託受益証券	NKグローバル株式アクティブファンドF(適格機関投資家専用)	5,933	10,195	60,488,996	9,771	57,971,343	2.42
17	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	6,708	7,892	52,939,536	7,604	51,007,632	2.13
18	日本	投資信託受益証券	ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)	5,259	9,631	50,649,954	9,583	50,396,997	2.11
19	日本	投資信託受益証券	ノムラ-T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	3,008	16,499	49,630,419	15,880	47,767,040	2.00
20	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3,175	14,000	44,450,000	13,483	42,808,525	1.79
21	日本	投資信託受益証券	マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	4,252	9,677	41,147,369	9,623	40,916,996	1.71
22	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	2,654	13,120	34,821,037	13,046	34,624,084	1.45
23	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F	3,102	9,828	30,487,110	9,541	29,596,182	1.24
24	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	691	43,041	29,741,331	42,603	29,438,673	1.23

25	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ワールド(除く日本)エ クイティ・ファンドF	1,462	14,871	21,742,306	14,860	21,725,320	0.91
26	日本	投資信託受 益証券	ペイリー・ギフォード米国成長株 ファンドF(適格機関投資家専用)	556	4,846	2,694,376	4,603	2,559,268	0.10
27	日本	投資信託受 益証券	MFS欧洲株ファンドF(適格機関投 資家専用)	57	22,033	1,255,881	21,494	1,225,158	0.05
28	日本	投資信託受 益証券	サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本)F(適格機関投資家専 用)	48	8,148	391,104	8,427	404,496	0.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.23
合 計	99.23

マイストーリー・株 7 5

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受 益証券	ストラテジック・バリュー・オ ープンF(適格機関投資家専用)	7,020	26,030	182,730,600	27,023	189,701,460	9.85
2	日本	投資信託受 益証券	One国内株オープンF(FOFs用) (適格機関投資家専用)	8,243	17,650	145,488,950	17,960	148,044,280	7.69
3	日本	投資信託受 益証券	日本フォーカス・グロースF(適格 機関投資家専用)	8,115	17,906	145,308,306	17,508	142,077,420	7.38
4	日本	投資信託受 益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適 格機関投資家専用)	4,342	30,523	132,532,986	31,217	135,544,214	7.04
5	日本	投資信託受 益証券	野村ウエリントン・グローバル ・オポチュニティック・バリュー (除く日本)F(適格機関投資家専 用)	11,944	9,593	114,579,145	9,394	112,201,936	5.82
6	日本	投資信託受 益証券	野村DFA海外株式バリューファンド F(適格機関投資家専用)	8,900	11,883	105,758,700	11,660	103,774,000	5.39
7	日本	投資信託受 益証券	SJAMバリュー日本株F(適格機関投 資家専用)	5,065	17,570	88,992,050	18,658	94,502,770	4.90
8	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンド - 米国債券FC	12,071	7,798	94,135,210	7,574	91,425,754	4.74

9	日本	投資信託受益証券	NKグローバル株式アクティブファンドF(適格機関投資家専用)	8,942	10,195	91,167,908	9,771	87,372,282	4.53
10	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,556	51,648	80,364,288	54,005	84,031,780	4.36
11	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	6,685	12,622	84,383,819	12,286	82,131,910	4.26
12	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,686	21,396	78,865,656	21,699	79,982,514	4.15
13	日本	投資信託受益証券	ウェリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	10,099	7,892	79,701,308	7,604	76,792,796	3.98
14	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	4,783	14,000	66,962,000	13,483	64,489,189	3.35
15	ケイマン諸島	投資信託受益証券	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド(除く日本)(為替ヘッジあり・毎月分配)	7,887	8,174	64,471,750	7,995	63,056,565	3.27
16	日本	投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	5,004	10,859	54,341,346	10,519	52,637,076	2.73
17	日本	投資信託受益証券	ノムラ - T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	3,181	16,499	52,484,613	15,880	50,514,280	2.62
18	日本	投資信託受益証券	ノムラ - インサイト欧州債券ファンドF(適格機関投資家専用)	3,117	15,469	48,219,293	15,270	47,596,590	2.47
19	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F	4,675	9,828	45,950,163	9,541	44,604,175	2.31
20	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,041	43,041	44,805,681	42,603	44,349,723	2.30
21	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF	2,206	14,872	32,807,716	14,860	32,781,160	1.70
22	ケイマン諸島	投資信託受益証券	N P E Bパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドF C	3,058	7,901	24,162,785	7,751	23,702,558	1.23
23	日本	投資信託受益証券	ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)	1,918	9,631	18,472,890	9,583	18,380,194	0.95
24	日本	投資信託受益証券	マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,551	9,677	15,009,895	9,623	14,925,273	0.77
25	日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	968	13,120	12,700,769	13,046	12,628,528	0.65
26	日本	投資信託受益証券	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	839	4,846	4,065,794	4,603	3,861,917	0.20
27	日本	投資信託受益証券	MFS歐州株ファンドF(適格機関投資家専用)	80	22,033	1,762,640	21,494	1,719,520	0.08

28	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	72	8,148	586,656	8,427	606,744	0.03
----	----	----------	-----------------------------------	----	-------	---------	-------	---------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.87
合 計	98.87

マイストーリー・株 100

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	4,405	26,033	114,675,673	27,023	119,036,315	12.51
2	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	5,168	17,654	91,238,687	17,960	92,817,280	9.75
3	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	5,124	17,913	91,788,082	17,508	89,710,992	9.43
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	2,738	30,533	83,600,344	31,217	85,472,146	8.98
5	日本	投資信託受益証券	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニティック・バリュー(除く日本)F(適格機関投資家専用)	7,471	9,598	71,710,885	9,394	70,182,574	7.37
6	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	5,555	11,890	66,049,561	11,660	64,771,300	6.80
7	日本	投資信託受益証券	SJAM/バリュー日本株F(適格機関投資家専用)	3,171	17,574	55,729,373	18,658	59,164,518	6.22
8	日本	投資信託受益証券	NKグローバル株式アクティブランドF(適格機関投資家専用)	5,600	10,198	57,111,747	9,771	54,717,600	5.75
9	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	973	51,656	50,261,774	54,005	52,546,865	5.52
10	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	2,305	21,398	49,322,574	21,699	50,016,195	5.25

11	日本	投資信託受益証券	ウェーリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	6,324	7,897	49,945,823	7,604	48,087,696	5.05
12	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	2,991	14,010	41,905,555	13,483	40,327,653	4.23
13	日本	投資信託受益証券	ノムラ - T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	2,035	16,509	33,597,474	15,880	32,315,800	3.39
14	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F	2,928	9,834	28,796,249	9,541	27,936,048	2.93
15	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	654	43,074	28,170,788	42,603	27,862,362	2.92
16	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンドF	1,381	14,877	20,545,486	14,860	20,521,660	2.15
17	日本	投資信託受益証券	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	525	4,846	2,544,150	4,603	2,416,575	0.25
18	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)	53	22,033	1,167,749	21,494	1,139,182	0.11
19	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	45	8,148	366,660	8,427	379,215	0.03

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.76
合 計	98.76

マイストーリー・日本株 100

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	7,373	26,033	191,942,857	27,023	199,240,579	20.25
2	日本	投資信託受益証券	One国内株オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	8,693	17,657	153,498,712	17,960	156,126,280	15.87
3	日本	投資信託受益証券	日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	8,575	17,913	153,606,728	17,508	150,131,100	15.26

4	日本	投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,582	30,533	139,902,780	31,217	143,036,294	14.54
5	日本	投資信託受益証券	SJAM/バリュー日本株F(適格機関投資家専用)	5,309	17,574	93,305,568	18,658	99,055,322	10.06
6	日本	投資信託受益証券	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,630	51,656	84,200,649	54,005	88,028,150	8.94
7	日本	投資信託受益証券	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,861	21,398	82,618,488	21,699	83,779,839	8.51
8	日本	投資信託受益証券	ノムラ - T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	3,407	16,509	56,249,242	15,880	54,103,160	5.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.96
合 計	98.96

【投資不動産物件】

マイストーリー・株 2 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 5 0

該当事項はありません。

マイストーリー・株 7 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株 1 0 0

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

マイストーリー・株 2 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 5 0

該当事項はありません。

マイストーリー・株 7 5

該当事項はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

該当事項はありません。

マイストーリー・日本株 1 0 0

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】**【純資産の推移】**

マイストーリー・株 2 5

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間 (2014年 8月29日)	1,464	1,495	1.2499	1.2769
第14計算期間 (2015年 8月31日)	1,434	1,466	1.2740	1.3030
第15計算期間 (2016年 8月29日)	1,433	1,466	1.2618	1.2908
第16計算期間 (2017年 8月29日)	1,457	1,492	1.2801	1.3111
第17計算期間 (2018年 8月29日)	1,429	1,462	1.2708	1.2998
第18計算期間 (2019年 8月29日)	1,398	1,430	1.2619	1.2904
第19計算期間 (2020年 8月31日)	1,409	1,444	1.2918	1.3243
第20計算期間 (2021年 8月30日)	1,327	1,364	1.3425	1.3805
第21計算期間 (2022年 8月29日)	1,175	1,196	1.1880	1.2085
第22計算期間 (2023年 8月29日)	1,123	1,139	1.1567	1.1732
2022年 9月末日	1,124		1.1271	
10月末日	1,126		1.1289	
11月末日	1,154		1.1599	
12月末日	1,121		1.1361	
2023年 1月末日	1,154		1.1690	
2月末日	1,135		1.1504	
3月末日	1,145		1.1600	
4月末日	1,153		1.1658	
5月末日	1,147		1.1723	
6月末日	1,164		1.1918	
7月末日	1,160		1.1885	
8月末日	1,142		1.1640	

9月末日	1,109		1.1393	
------	-------	--	--------	--

マイストーリー・株 5 0

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間 (2014年 8月29日)	2,003	2,052	1.2967	1.3287
第14計算期間 (2015年 8月31日)	2,024	2,080	1.3592	1.3967
第15計算期間 (2016年 8月29日)	1,875	1,922	1.2937	1.3267
第16計算期間 (2017年 8月29日)	2,037	2,100	1.3842	1.4267
第17計算期間 (2018年 8月29日)	2,169	2,236	1.4111	1.4546
第18計算期間 (2019年 8月29日)	2,094	2,151	1.3290	1.3650
第19計算期間 (2020年 8月31日)	2,240	2,311	1.4010	1.4455
第20計算期間 (2021年 8月30日)	2,421	2,514	1.5222	1.5802
第21計算期間 (2022年 8月29日)	2,247	2,313	1.3700	1.4105
第22計算期間 (2023年 8月29日)	2,354	2,424	1.3811	1.4221
2022年 9月末日	2,161		1.2922	
10月末日	2,181		1.3039	
11月末日	2,254		1.3498	
12月末日	2,182		1.3117	
2023年 1月末日	2,268		1.3625	
2月末日	2,238		1.3461	
3月末日	2,234		1.3534	
4月末日	2,254		1.3653	
5月末日	2,311		1.3982	
6月末日	2,374		1.4375	
7月末日	2,449		1.4391	

8月末日	2,426		1.3920	
9月末日	2,386		1.3701	

マイストーリー・株 7 5

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間 (2014年 8月29日)	1,644	1,686	1.3125	1.3460
第14計算期間 (2015年 8月31日)	1,637	1,685	1.4027	1.4437
第15計算期間 (2016年 8月29日)	1,565	1,606	1.3014	1.3354
第16計算期間 (2017年 8月29日)	1,716	1,775	1.4587	1.5092
第17計算期間 (2018年 8月29日)	1,794	1,860	1.5289	1.5849
第18計算期間 (2019年 8月29日)	1,668	1,718	1.3742	1.4152
第19計算期間 (2020年 8月31日)	1,727	1,789	1.4915	1.5450
第20計算期間 (2021年 8月30日)	1,925	2,012	1.6970	1.7740
第21計算期間 (2022年 8月29日)	1,771	1,839	1.5401	1.5991
第22計算期間 (2023年 8月29日)	1,870	1,945	1.5932	1.6572
2022年 9月末日	1,702		1.4365	
10月末日	1,748		1.4620	
11月末日	1,820		1.5230	
12月末日	1,762		1.4702	
2023年 1月末日	1,848		1.5437	
2月末日	1,830		1.5279	
3月末日	1,830		1.5295	
4月末日	1,847		1.5478	
5月末日	1,906		1.6088	
6月末日	1,965		1.6680	

7月末日	1,971		1.6796	
8月末日	1,949		1.6098	
9月末日	1,925		1.5873	

マイストーリー・株100

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間 (2014年 8月29日)	647	662	1.2867	1.3172
第14計算期間 (2015年 8月31日)	666	685	1.4071	1.4476
第15計算期間 (2016年 8月29日)	629	644	1.2677	1.2982
第16計算期間 (2017年 8月29日)	694	719	1.4878	1.5418
第17計算期間 (2018年 8月29日)	768	798	1.5984	1.6614
第18計算期間 (2019年 8月29日)	665	685	1.3718	1.4128
第19計算期間 (2020年 8月31日)	716	743	1.5180	1.5740
第20計算期間 (2021年 8月30日)	863	906	1.7963	1.8843
第21計算期間 (2022年 8月29日)	852	888	1.6567	1.7282
第22計算期間 (2023年 8月29日)	916	959	1.7619	1.8444
2022年 9月末日	817		1.5359	
10月末日	838		1.5731	
11月末日	875		1.6480	
12月末日	838		1.5811	
2023年 1月末日	888		1.6731	
2月末日	871		1.6596	
3月末日	866		1.6565	
4月末日	880		1.6807	
5月末日	923		1.7697	

6月末日	961		1.8505	
7月末日	973		1.8700	
8月末日	961		1.7826	
9月末日	951		1.7636	

マイストーリー・日本株 100

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間 (2014年 8月29日)	3,228	3,279	1.1704	1.1889
第14計算期間 (2015年 8月31日)	3,640	3,734	1.3625	1.3975
第15計算期間 (2016年 8月29日)	824	836	1.1406	1.1576
第16計算期間 (2017年 8月29日)	915	944	1.4191	1.4651
第17計算期間 (2018年 8月29日)	872	903	1.5215	1.5755
第18計算期間 (2019年 8月29日)	709	725	1.2572	1.2857
第19計算期間 (2020年 8月31日)	722	744	1.3707	1.4132
第20計算期間 (2021年 8月30日)	783	817	1.6300	1.7000
第21計算期間 (2022年 8月29日)	787	820	1.6106	1.6781
第22計算期間 (2023年 8月29日)	932	977	1.8464	1.9359
2022年 9月末日	776		1.5387	
10月末日	789		1.5649	
11月末日	829		1.6496	
12月末日	790		1.5726	
2023年 1月末日	842		1.6466	
2月末日	851		1.6534	
3月末日	856		1.6633	
4月末日	864		1.6973	

5月末日	922		1.8227	
6月末日	974		1.9324	
7月末日	978		1.9329	
8月末日	972		1.8581	
9月末日	983		1.8800	

【分配の推移】

マイストーリー・株 2 5

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0270円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0290円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0290円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0310円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0290円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0285円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0325円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0380円
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0.0205円
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	0.0165円

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0320円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0375円

第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0330円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0425円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0435円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0360円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0445円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0580円
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0.0405円
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	0.0410円

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0335円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0410円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0340円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0505円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0560円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0410円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0535円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0770円
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0.0590円
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	0.0640円

マイストーリー・株 1 0 0

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0305円

第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0405円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0305円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0540円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0630円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0410円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0560円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0880円
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0.0715円
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	0.0825円

マイストーリー・日本株 100

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	0.0185円
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	0.0350円
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	0.0170円
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	0.0460円
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	0.0540円
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	0.0285円
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	0.0425円
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	0.0700円
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	0.0675円
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	0.0895円

【收益率の推移】

マイストーリー・株 25

	計算期間	收益率
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	9.2%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	4.2%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	1.3%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	3.9%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	1.5%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	1.5%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	4.9%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	6.9%
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	10.0%
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	1.2%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	收益率
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	12.0%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	7.7%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	2.4%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	10.3%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	5.1%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	3.3%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	8.8%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	12.8%
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	7.3%
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	3.8%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	收益率
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	15.0%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	10.0%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	4.8%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	16.0%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	8.7%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	7.4%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	12.4%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	18.9%
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	5.8%
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	7.6%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・株 1 0 0

	計算期間	收益率
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	17.2%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	12.5%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	7.7%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	21.6%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	11.7%

第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	11.6%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	14.7%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	24.1%
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	3.8%
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	11.3%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

マイストーリー・日本株 100

	計算期間	收益率
第13計算期間	2013年 8月30日～2014年 8月29日	15.8%
第14計算期間	2014年 8月30日～2015年 8月31日	19.4%
第15計算期間	2015年 9月 1日～2016年 8月29日	15.0%
第16計算期間	2016年 8月30日～2017年 8月29日	28.4%
第17計算期間	2017年 8月30日～2018年 8月29日	11.0%
第18計算期間	2018年 8月30日～2019年 8月29日	15.5%
第19計算期間	2019年 8月30日～2020年 8月31日	12.4%
第20計算期間	2020年 9月 1日～2021年 8月30日	24.0%
第21計算期間	2021年 8月31日～2022年 8月29日	3.0%
第22計算期間	2022年 8月30日～2023年 8月29日	20.2%

各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

マイストーリー・株 25

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年 8月30日 ~ 2014年 8月29日	132,033,781	133,594,189	1,171,354,527
第14計算期間	2014年 8月30日 ~ 2015年 8月31日	82,575,096	128,128,118	1,125,801,505
第15計算期間	2015年 9月 1日 ~ 2016年 8月29日	75,073,497	64,741,264	1,136,133,738
第16計算期間	2016年 8月30日 ~ 2017年 8月29日	101,624,759	99,081,915	1,138,676,582
第17計算期間	2017年 8月30日 ~ 2018年 8月29日	78,287,779	92,155,136	1,124,809,225
第18計算期間	2018年 8月30日 ~ 2019年 8月29日	93,874,489	110,225,019	1,108,458,695
第19計算期間	2019年 8月30日 ~ 2020年 8月31日	66,612,448	84,355,079	1,090,716,064
第20計算期間	2020年 9月 1日 ~ 2021年 8月30日	69,407,794	171,419,723	988,704,135
第21計算期間	2021年 8月31日 ~ 2022年 8月29日	62,282,764	61,222,137	989,764,762
第22計算期間	2022年 8月30日 ~ 2023年 8月29日	48,474,637	67,270,296	970,969,103

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 5 0

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年 8月30日 ~ 2014年 8月29日	139,009,151	272,086,553	1,545,049,591
第14計算期間	2014年 8月30日 ~ 2015年 8月31日	144,169,240	199,817,216	1,489,401,615
第15計算期間	2015年 9月 1日 ~ 2016年 8月29日	144,899,386	184,975,037	1,449,325,964
第16計算期間	2016年 8月30日 ~ 2017年 8月29日	159,151,055	136,369,445	1,472,107,574
第17計算期間	2017年 8月30日 ~ 2018年 8月29日	190,102,964	124,833,175	1,537,377,363
第18計算期間	2018年 8月30日 ~ 2019年 8月29日	155,957,201	117,102,024	1,576,232,540
第19計算期間	2019年 8月30日 ~ 2020年 8月31日	136,994,646	114,149,423	1,599,077,763
第20計算期間	2020年 9月 1日 ~ 2021年 8月30日	114,699,105	122,805,075	1,590,971,793
第21計算期間	2021年 8月31日 ~ 2022年 8月29日	111,553,125	62,130,794	1,640,394,124
第22計算期間	2022年 8月30日 ~ 2023年 8月29日	160,178,332	95,556,182	1,705,016,274

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 7 5

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年 8月30日 ~ 2014年 8月29日	111,398,106	238,705,611	1,253,184,509
第14計算期間	2014年 8月30日 ~ 2015年 8月31日	108,076,522	193,635,200	1,167,625,831
第15計算期間	2015年 9月 1日 ~ 2016年 8月29日	106,845,244	71,307,618	1,203,163,457
第16計算期間	2016年 8月30日 ~ 2017年 8月29日	93,535,895	120,191,902	1,176,507,450
第17計算期間	2017年 8月30日 ~ 2018年 8月29日	91,210,769	93,724,141	1,173,994,078
第18計算期間	2018年 8月30日 ~ 2019年 8月29日	101,036,482	60,748,194	1,214,282,366
第19計算期間	2019年 8月30日 ~ 2020年 8月31日	85,281,539	141,643,261	1,157,920,644
第20計算期間	2020年 9月 1日 ~ 2021年 8月30日	81,212,914	104,403,809	1,134,729,749
第21計算期間	2021年 8月31日 ~ 2022年 8月29日	84,553,460	68,905,901	1,150,377,308
第22計算期間	2022年 8月30日 ~ 2023年 8月29日	84,878,413	61,150,828	1,174,104,893

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・株 1 0 0

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年 8月30日 ~ 2014年 8月29日	48,406,359	95,040,271	503,097,100
第14計算期間	2014年 8月30日 ~ 2015年 8月31日	49,390,689	78,736,897	473,750,892
第15計算期間	2015年 9月 1日 ~ 2016年 8月29日	58,570,998	36,039,184	496,282,706
第16計算期間	2016年 8月30日 ~ 2017年 8月29日	46,707,871	76,206,668	466,783,909
第17計算期間	2017年 8月30日 ~ 2018年 8月29日	55,027,802	41,287,539	480,524,172
第18計算期間	2018年 8月30日 ~ 2019年 8月29日	51,789,265	47,255,881	485,057,556
第19計算期間	2019年 8月30日 ~ 2020年 8月31日	46,193,978	59,134,646	472,116,888
第20計算期間	2020年 9月 1日 ~ 2021年 8月30日	45,645,312	36,910,264	480,851,936

第21計算期間	2021年 8月31日 ~ 2022年 8月29日	52,454,263	18,952,508	514,353,691
第22計算期間	2022年 8月30日 ~ 2023年 8月29日	40,446,232	34,345,554	520,454,369

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マイストーリー・日本株 100

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2013年 8月30日 ~ 2014年 8月29日	113,360,225	175,463,665	2,758,035,733
第14計算期間	2014年 8月30日 ~ 2015年 8月31日	140,080,502	225,957,977	2,672,158,258
第15計算期間	2015年 9月 1日 ~ 2016年 8月29日	177,237,817	2,126,854,612	722,541,463
第16計算期間	2016年 8月30日 ~ 2017年 8月29日	72,043,776	149,760,034	644,825,205
第17計算期間	2017年 8月30日 ~ 2018年 8月29日	57,581,035	128,795,531	573,610,709
第18計算期間	2018年 8月30日 ~ 2019年 8月29日	63,266,332	72,533,649	564,343,392
第19計算期間	2019年 8月30日 ~ 2020年 8月31日	56,660,699	94,058,537	526,945,554
第20計算期間	2020年 9月 1日 ~ 2021年 8月30日	41,274,206	87,597,312	480,622,448
第21計算期間	2021年 8月31日 ~ 2022年 8月29日	38,738,667	30,659,902	488,701,213
第22計算期間	2022年 8月30日 ~ 2023年 8月29日	51,303,306	34,875,590	505,128,929

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報

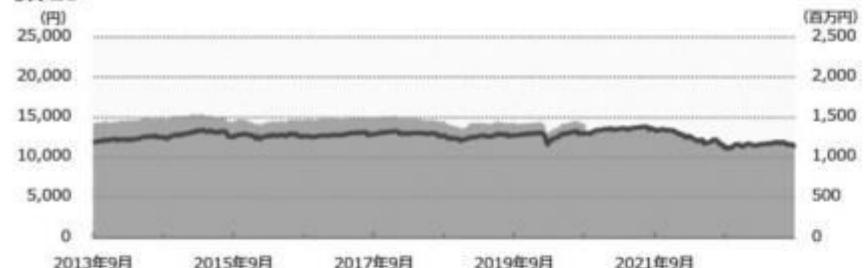


運用実績 (2023年9月29日現在)

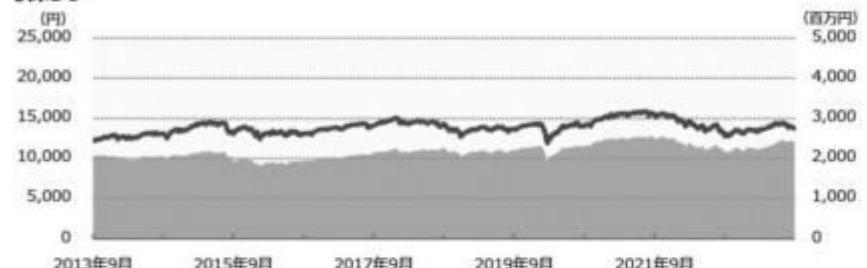
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

—— 基準価額（分配後、1万口あたり）(左軸) ■ 純資産総額（右軸）

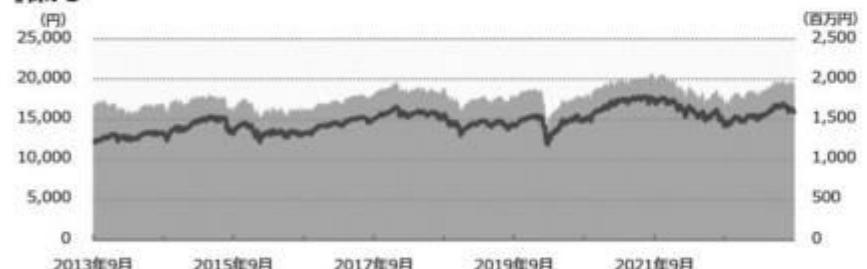
■ 株25



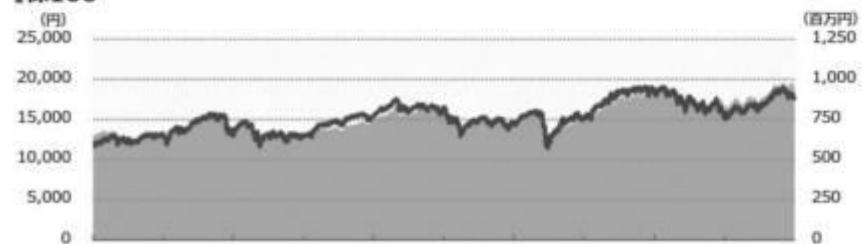
■ 株50



■ 株75



■ 株100



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 株25

2023年8月	165 円
2022年8月	205 円
2021年8月	380 円
2020年8月	325 円
2019年8月	285 円
設定来累計	3,575 円

■ 株50

2023年8月	410 円
2022年8月	405 円
2021年8月	580 円
2020年8月	445 円
2019年8月	360 円
設定来累計	4,910 円

■ 株75

2023年8月	640 円
2022年8月	590 円
2021年8月	770 円
2020年8月	535 円
2019年8月	410 円
設定来累計	6,010 円

■ 株100

2023年8月	825 円
2022年8月	715 円
2021年8月	880 円
2020年8月	560 円
113/2049年8月	410 円
設定来累計	6,570 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

■ 株25

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC	16.4
2	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	14.6
3	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	11.2
4	フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	9.4
5	ノムラーインサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	8.5
6	N P E Bバン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC	4.2
7	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	3.7
8	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）	3.3
9	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2.9
10	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	2.8

■ 株50

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC	10.5
2	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）	9.4
3	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	7.5
4	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）	7.2
5	フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF（適格機関投資家専用）	6.1
6	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	5.9
7	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	5.6
8	ノムラーインサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）	5.5
9	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	5.4
10	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	3.7

■ 株75

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	9.9
2	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	7.7
3	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	7.4
4	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	7.0
5	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニティック・バリュー(除く日本)F（適格機関投資家専用）	5.8
6	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）	5.4
7	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	4.9
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国債券FC	4.7
9	NKグローバル株式アクティブファンドF（適格機関投資家専用）	4.5
10	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	4.4

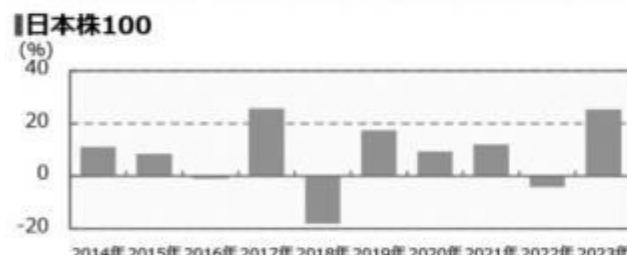
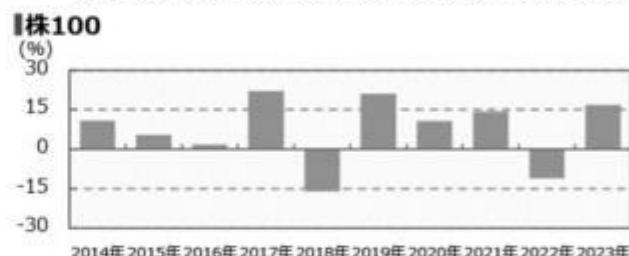
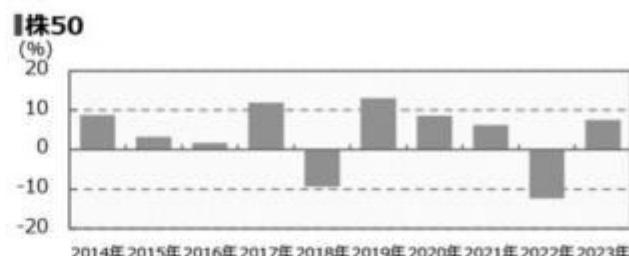
■ 株100

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	12.5
2	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	114/204
3	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	9.4
4	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	9.0

■日本株100

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	20.3
2	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）	15.9
3	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）	15.3
4	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）	14.5
5	SJAMバリュー日本株F（適格機関投資家専用）	10.1
6	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）	8.9
7	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）	8.5
8	ノムラ-T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）	5.5

■ 年間收益率の推移（暦年ベース）



・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2023年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(5) 販売価額

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

「マイストーリー・日本株100」については、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「マイストーリー・日本株100」について、スイッチングによる購入の場合は、スイッチングのお申込み日の翌々営業日の基準価額となります。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)スイッチング

「マイストーリー」を構成するファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

(8)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含む)の受付けを取り消す場合があります。

(10)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込(販売)手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)換金単位

1口単位または1円単位で換金できます。

(4)換金価額

「マイストーリー・株25」、「マイストーリー・株50」、「マイストーリー・株75」、「マイストーリー・株100」については、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

「マイストーリー・日本株100」については、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため1日1件10億円を超える一部解約はできません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。

(6) 換金代金の支払い

原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2001年8月30日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として毎年8月30日から翌年8月29日までとします。

なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回ることとなつた場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

()委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

()委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

()委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。

()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販

販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

マイストーリー・株25
マイストーリー・株50
マイストーリー・株75
マイストーリー・株100
マイストーリー・日本株100

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(2022年8月30日から2023年8月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【マイストーリー・株25】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (2022年 8月29日現在)	第22期 (2023年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,411,006	28,660,571
投資信託受益証券	1,165,002,230	1,111,623,748
未収入金	-	3,717,254
流動資産合計	1,201,413,236	1,144,001,573
資産合計	1,201,413,236	1,144,001,573
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,290,177	16,020,990
未払解約金	1,299,169	1,068,699
未払受託者報酬	200,384	189,811
未払委託者報酬	3,807,130	3,606,382
未払利息	34	37
その他未払費用	13,302	12,588
流動負債合計	25,610,196	20,898,507
負債合計	25,610,196	20,898,507
純資産の部		
元本等		
元本	989,764,762	970,969,103
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	186,038,278	152,133,963
(分配準備積立金)	148,592,026	122,976,754
元本等合計	1,175,803,040	1,123,103,066
純資産合計	1,175,803,040	1,123,103,066
負債純資産合計	1,201,413,236	1,144,001,573

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
営業収益		
受取配当金	6,660,876	4,143,035
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	132,642,551	11,933,946
営業収益合計	125,981,675	7,790,910
営業費用		
支払利息	2,942	5,519
受託者報酬	420,491	379,165
委託者報酬	7,989,054	7,204,043
その他費用	27,916	25,148
営業費用合計	8,440,403	7,613,875
営業利益又は営業損失()	134,422,078	15,404,785
経常利益又は経常損失()	134,422,078	15,404,785
当期純利益又は当期純損失()	134,422,078	15,404,785
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,788,789	1,705,888
期首剩余金又は期首次損金()	338,641,177	186,038,278
剩余金増加額又は欠損金減少額	19,074,871	8,235,399
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	19,074,871	8,235,399
剩余金減少額又は欠損金増加額	20,754,304	12,419,827
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	20,754,304	12,419,827
分配金	20,290,177	16,020,990
期末剩余金又は期末欠損金()	186,038,278	152,133,963

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 8月30日から2023年 8月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2022年 8月29日現在	第22期 2023年 8月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 989,764,762口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 970,969,103口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,1880円 (10,000口当たり純資産額) (11,880円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,1567円 (10,000口当たり純資産額) (11,567円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	159,561,283円
分配準備積立金額	D	168,882,203円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328,443,486円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	163,492,318円
分配準備積立金額	D	138,997,744円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	302,490,062円

当ファンドの期末残存口数	F	989,764,762口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,318円
10,000口当たり分配金額	H	205円
収益分配金額	I=F × H/10,000	20,290,177円

当ファンドの期末残存口数	F	970,969,103口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,115円
10,000口当たり分配金額	H	165円
収益分配金額	I=F × H/10,000	16,020,990円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第21期 2022年 8月29日現在	第22期 2023年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
期首元本額 988,704,135円	期首元本額 989,764,762円
期中追加設定元本額 62,282,764円	期中追加設定元本額 48,474,637円
期中一部解約元本額 61,222,137円	期中一部解約元本額 67,270,296円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	119,723,008	17,018,980
合計	119,723,008	17,018,980

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	971	29,633,949	
		ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	1,902	24,954,240	
		アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	355	18,335,040	
		フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	8,904	96,617,304	
		MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	26	572,858	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	1,591	41,413,730	
		ノムラ・インサイト欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)	6,103	94,401,204	
		グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	184	7,919,544	
		ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	14,261	179,888,254	
		スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	846	18,101,016	
		ノムラ・T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	689	11,360,232	
		SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	1,154	20,275,780	
		ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)	4,009	38,610,679	
		マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	3,249	31,440,573	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	774	10,836,000	
		One国内株式オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	1,858	32,793,700	
		日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	1,813	32,458,139	
		野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	1,478	17,563,074	

	サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本)F(適格機関投資家専用)	449	3,658,452	
	ベイリー・ギフォード米国成長株 ファンドF(適格機関投資家専用)	276	1,337,496	
	ウィリアム・ブレア・グローバル・ リーダーズ(除く日本)F(適格機関 投資家専用)	1,613	12,729,796	
	野村ウェリントン・グローバル・オ ポチュニスティック・バリュー(除 く日本)F(適格機関投資家専用)	1,850	17,745,200	
	NKグローバル株式アクティブファン ドF(適格機関投資家専用)	1,061	10,814,773	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 米国債券FC	24,638	191,979,296	
	ノムラ・ワールド(除く日本)エク イティ・ファンドF	342	5,084,172	
	N P E Bパン・ヨーロピアン・ボン ド・ファンドFC	5,941	46,951,723	
	PGIMグローバル・コア・ボンド・ ファンド(除く日本)(為替ヘッジ あり・毎月分配)	13,222	108,076,628	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 外国株式F	621	6,070,896	
小計	銘柄数：28 組入時価比率：99.0%	100,180	1,111,623,748 100.0%	
合計			1,111,623,748	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・株50】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (2022年 8月29日現在)	第22期 (2023年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	97,269,599	101,456,457
投資信託受益証券	2,224,102,902	2,330,921,839
流動資産合計	2,321,372,501	2,432,378,296
資産合計	2,321,372,501	2,432,378,296
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	66,435,962	69,905,667
未払解約金	13,954	-
未払受託者報酬	377,731	383,460
未払委託者報酬	7,176,807	7,285,716
未払利息	93	132
その他未払費用	37,716	38,288
流動負債合計	74,042,263	77,613,263
負債合計	74,042,263	77,613,263
純資産の部		
元本等		
元本	1,640,394,124	1,705,016,274
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	606,936,114	649,748,759
(分配準備積立金)	362,571,584	277,190,359
元本等合計	2,247,330,238	2,354,765,033
純資産合計	2,247,330,238	2,354,765,033
負債純資産合計	2,321,372,501	2,432,378,296

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
営業収益		
受取配当金	8,136,266	5,247,734
受取利息	-	2
有価証券売買等損益	173,490,350	94,295,770
営業収益合計	165,354,084	99,543,506
営業費用		
支払利息	5,557	13,173
受託者報酬	787,160	751,447
委託者報酬	14,955,915	14,277,346
その他費用	78,596	75,030
営業費用合計	15,827,228	15,116,996
営業利益又は営業損失()	181,181,312	84,426,510
経常利益又は経常損失()	181,181,312	84,426,510
当期純利益又は当期純損失()	181,181,312	84,426,510
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	1,304,084	1,183,466
期首剰余金又は期首次損金()	830,854,380	606,936,114
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,611,988	62,121,513
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,611,988	62,121,513
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,217,064	35,013,177
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,217,064	35,013,177
分配金	66,435,962	69,905,667
期末剰余金又は期末欠損金()	606,936,114	649,748,759

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 8月30日から2023年 8月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2022年 8月29日現在		第22期 2023年 8月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,640,394,124口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,705,016,274口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3700円 (13,700円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3811円 (13,811円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日		第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A	費用控除後の配当等収益額	A
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C	収益調整金額	C
分配準備積立金額	D	分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D

当ファンドの期末残存口数	F	1,640,394,124口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,186円
10,000口当たり分配金額	H	405円
収益分配金額	I=F × H/10,000	66,435,962円

当ファンドの期末残存口数	F	1,705,016,274口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,809円
10,000口当たり分配金額	H	410円
収益分配金額	I=F × H/10,000	69,905,667円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第21期 2022年 8月29日現在	第22期 2023年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
期首元本額 1,590,971,793円	期首元本額 1,640,394,124円
期中追加設定元本額 111,553,125円	期中追加設定元本額 160,178,332円
期中一部解約元本額 62,130,794円	期中一部解約元本額 95,556,182円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	151,960,122	82,894,272
合計	151,960,122	82,894,272

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,075	124,364,925	
		ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	2,682	35,187,840	
		アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,492	77,058,816	
		フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	11,897	129,094,347	
		MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	105	2,313,465	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	6,676	173,776,280	
		ノムラ・インサイト欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)	8,037	124,316,316	
		グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	767	33,012,447	
		ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	18,916	238,606,424	
		スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,548	75,913,008	
		ノムラ・T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	2,891	47,666,808	
		SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	4,840	85,038,800	
		ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)	5,308	51,121,348	
		マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	4,300	41,611,100	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	3,220	45,080,000	
		One国内株オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	7,794	137,564,100	
		日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	7,608	136,206,024	
		野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	6,146	73,032,918	

	サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本)F(適格機関投資家専用)	1,867	15,212,316	
	ベイリー・ギフォード米国成長株 ファンドF(適格機関投資家専用)	1,099	5,325,754	
	ウィリアム・ブレア・グローバル・ リーダーズ(除く日本)F(適格機関 投資家専用)	6,708	52,939,536	
	野村ウェリントン・グローバル・オ ポチュニスティック・バリュー(除 く日本)F(適格機関投資家専用)	7,694	73,800,848	
	NKグローバル株式アクティブファン ドF(適格機関投資家専用)	4,230	43,116,390	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 米国債券FC	33,176	258,507,392	
	ノムラ・ワールド(除く日本)エク イティ・ファンドF	1,425	21,184,050	
	N P E Bパン・ヨーロピアン・ボン ド・ファンドFC	7,857	62,093,871	
	PGIMグローバル・コア・ボンド・ ファンド(除く日本)(為替ヘッジ あり・毎月分配)	17,562	143,551,788	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 外国株式F	2,478	24,224,928	
小計	銘柄数: 28 組入時価比率: 99.0%	184,398	2,330,921,839 100.0%	
合計			2,330,921,839	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・株 75】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第21期 (2022年 8月29日現在)	第22期 (2023年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	93,518,120	101,018,050
投資信託受益証券	1,756,580,919	1,851,477,495
流動資産合計	1,850,099,039	1,952,495,545
資産合計	1,850,099,039	1,952,495,545
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,872,261	75,142,713
未払解約金	4,500,927	479,261
未払受託者報酬	298,112	312,926
未払委託者報酬	5,664,101	5,945,615
未払利息	89	131
その他未払費用	29,755	31,235
流動負債合計	78,365,245	81,911,881
負債合計	78,365,245	81,911,881
純資産の部		
元本等		
元本	1,150,377,308	1,174,104,893
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	621,356,486	696,478,771
(分配準備積立金)	418,685,428	354,872,863
元本等合計	1,771,733,794	1,870,583,664
純資産合計	1,771,733,794	1,870,583,664
負債純資産合計	1,850,099,039	1,952,495,545

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
営業収益		
受取配当金	3,026,271	1,917,565
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	<u>102,273,978</u>	150,027,040
営業収益合計	<u>99,247,707</u>	151,944,606
営業費用		
支払利息	4,845	9,852
受託者報酬	624,988	608,477
委託者報酬	<u>11,874,721</u>	11,561,013
その他費用	<u>62,385</u>	60,727
営業費用合計	<u>12,566,939</u>	12,240,069
営業利益又は営業損失 ()	<u>111,814,646</u>	139,704,537
経常利益又は経常損失 ()	<u>111,814,646</u>	139,704,537
当期純利益又は当期純損失 ()	<u>111,814,646</u>	139,704,537
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	1,070,631	2,386,364
期首剰余金又は期首次損金 ()	790,851,271	621,356,486
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,877,348	45,709,397
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,877,348	45,709,397
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,755,857	32,762,572
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,755,857	32,762,572
分配金	<u>67,872,261</u>	75,142,713
期末剰余金又は期末欠損金 ()	<u>621,356,486</u>	696,478,771

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 8月30日から2023年 8月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2022年 8月29日現在		第22期 2023年 8月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,150,377,308口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,174,104,893口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5401円 (15,401円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5932円 (15,932円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日		第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日	
1. 分配金の計算過程		1. 分配金の計算過程	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A	費用控除後の配当等収益額	A
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C	収益調整金額	C
分配準備積立金額	D	分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D

当ファンドの期末残存口数	F	1,150,377,308口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	7,546円
10,000口当たり分配金額	H	590円
収益分配金額	I=F × H/10,000	67,872,261円

当ファンドの期末残存口数	F	1,174,104,893口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	7,232円
10,000口当たり分配金額	H	640円
収益分配金額	I=F × H/10,000	75,142,713円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第21期 2022年 8月29日現在	第22期 2023年 8月29日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
期首元本額 1,134,729,749円	期首元本額 1,150,377,308円
期中追加設定元本額 84,553,460円	期中追加設定元本額 84,878,413円
期中一部解約元本額 68,905,901円	期中一部解約元本額 61,150,828円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	81,815,768	135,770,344
合計	81,815,768	135,770,344

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,310	131,536,890	
		ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	894	11,729,280	
		アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,578	81,500,544	
		フランクリン・テンブルトン・米国債券コア・プラスF(適格機関投資家専用)	3,934	42,687,834	
		MFS欧洲株ファンドF(適格機関投資家専用)	158	3,481,214	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	7,061	183,797,830	
		ノムラ・インサイト欧洲債券ファンドF(適格機関投資家専用)	2,657	41,098,476	
		グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,155	49,712,355	
		ノムラ海外債券ファンドF(適格機関投資家専用)	6,255	78,900,570	
		スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,752	80,277,792	
		ノムラ・T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	3,058	50,420,304	
		SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	5,118	89,923,260	
		ニッセイ国内債券オープンF(適格機関投資家専用)	1,755	16,902,405	
		マニュライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,422	13,760,694	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	4,848	67,872,000	
		One国内株式オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	8,243	145,488,950	
		日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	8,046	144,047,538	
		野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	9,253	109,953,399	

	サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本)F(適格機関投資家専用)	2,824	23,009,952	
	ベイリー・ギフォード米国成長株 ファンドF(適格機関投資家専用)	1,651	8,000,746	
	ウィリアム・ブレア・グローバル・ リーダーズ(除く日本)F(適格機関 投資家専用)	10,099	79,701,308	
	野村ウエリントン・グローバル・オ ポチュニスティック・バリュー(除 く日本)F(適格機関投資家専用)	11,583	111,104,136	
	NKグローバル株式アクティブファン ドF(適格機関投資家専用)	6,356	64,786,708	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 米国債券FC	10,970	85,478,240	
	ノムラ・ワールド(除く日本)エク イティ・ファンドF	2,146	31,902,436	
	N P E Bパン・ヨーロピアン・ボン ド・ファンドFC	2,598	20,531,994	
	PGIMグローバル・コア・ボンド・ ファンド(除く日本)(為替ヘッジ あり・毎月分配)	5,808	47,474,592	
	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ ファンド - 外国株式F	3,723	36,396,048	
小計	銘柄数: 28 組入時価比率: 99.0%	131,255	1,851,477,495 100.0%	
合計			1,851,477,495	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・株100】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (2022年 8月29日現在)	第22期 (2023年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	48,628,703	55,029,621
投資信託受益証券	843,406,864	908,708,380
未収入金	1,622,415	-
流動資産合計	<u>893,657,982</u>	<u>963,738,001</u>
資産合計	<u>893,657,982</u>	<u>963,738,001</u>
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36,776,288	42,937,485
未払解約金	1,232,134	-
未払受託者報酬	140,465	151,432
未払委託者報酬	3,370,979	3,634,295
未払利息	46	71
その他未払費用	13,985	15,078
流動負債合計	<u>41,533,897</u>	<u>46,738,361</u>
負債合計	<u>41,533,897</u>	<u>46,738,361</u>
純資産の部		
元本等		
元本	514,353,691	520,454,369
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（　）	337,770,394	396,545,271
(分配準備積立金)	200,339,068	210,631,927
元本等合計	<u>852,124,085</u>	<u>916,999,640</u>
純資産合計	<u>852,124,085</u>	<u>916,999,640</u>
負債純資産合計	<u>893,657,982</u>	<u>963,738,001</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

	(単位：円)	
	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	<u>26,155,916</u>	105,383,571
営業収益合計	<u>26,155,916</u>	105,383,572
営業費用		
支払利息	2,382	4,863
受託者報酬	290,876	293,259
委託者報酬	6,980,762	7,038,105
その他費用	<u>28,963</u>	29,200
営業費用合計	<u>7,302,983</u>	7,365,427
営業利益又は営業損失（ ）	<u>33,458,899</u>	98,018,145
経常利益又は経常損失（ ）	<u>33,458,899</u>	98,018,145
当期純利益又は当期純損失（ ）	<u>33,458,899</u>	98,018,145
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	405,621	1,290,859
期首剩余金又は期首次損金（ ）	<u>382,907,595</u>	337,770,394
剩余金増加額又は欠損金減少額	39,707,940	27,399,049
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	39,707,940	27,399,049
剩余金減少額又は欠損金増加額	15,015,575	22,413,973
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	15,015,575	22,413,973
分配金	<u>36,776,288</u>	42,937,485
期末剩余金又は期末欠損金（ ）	<u>337,770,394</u>	396,545,271

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 8月30日から2023年 8月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2022年 8月29日現在		第22期 2023年 8月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	514,353,691口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	520,454,369口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6567円 (16,567円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7619円 (17,619円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日			第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日																																																								
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>223,116,195円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>237,115,356円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>460,231,551円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>514,353,691口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象 額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>8,947円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>715円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	223,116,195円	分配準備積立金額	D	237,115,356円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	460,231,551円	当ファンドの期末残存口数	F	514,353,691口	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	8,947円	10,000口当たり分配金額	H	715円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>65,763,336円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>240,795,025円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>187,806,076円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>494,364,437円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>520,454,369口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象 額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>9,498円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>825円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	65,763,336円	収益調整金額	C	240,795,025円	分配準備積立金額	D	187,806,076円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	494,364,437円	当ファンドの期末残存口数	F	520,454,369口	10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	9,498円	10,000口当たり分配金額	H	825円
項目																																																											
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																									
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																									
収益調整金額	C	223,116,195円																																																									
分配準備積立金額	D	237,115,356円																																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	460,231,551円																																																									
当ファンドの期末残存口数	F	514,353,691口																																																									
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	8,947円																																																									
10,000口当たり分配金額	H	715円																																																									
項目																																																											
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																									
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	65,763,336円																																																									
収益調整金額	C	240,795,025円																																																									
分配準備積立金額	D	187,806,076円																																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	494,364,437円																																																									
当ファンドの期末残存口数	F	520,454,369口																																																									
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	9,498円																																																									
10,000口当たり分配金額	H	825円																																																									

収益分配金額 I=F×H/10,000	36,776,288円	収益分配金額 I=F×H/10,000	42,937,485円
------------------------	-------------	------------------------	-------------

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第21期 2022年 8月29日現在	第22期 2023年 8月29日現在
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法

投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
期首元本額 480,851,936円	期首元本額 514,353,691円
期中追加設定元本額 52,454,263円	期中追加設定元本額 40,446,232円
期中一部解約元本額 18,952,508円	期中一部解約元本額 34,345,554円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	18,305,166	96,023,130
合計	18,305,166	96,023,130

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	2,624	80,081,856	
		アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	960	49,582,080	
		MFS欧州株ファンドF(適格機関投資家専用)	98	2,159,234	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	4,298	111,876,940	
		グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF(適格機関投資家専用)	702	30,214,782	
		スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	2,284	48,868,464	
		ノムラ・T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	1,861	30,684,168	
		SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	3,116	54,748,120	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)	2,947	41,258,000	
		One国内株オープンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	5,018	88,567,700	
		日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	4,898	87,688,894	
		野村DFA海外株式バリューファンドF(適格機関投資家専用)	5,625	66,841,875	
		サンズ・グローバル・エクイティ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	1,717	13,990,116	
		ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF(適格機関投資家専用)	999	4,841,154	
		ウェリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本)F(適格機関投資家専用)	6,139	48,448,988	
		野村ウェリントン・グローバル・オポチュニティック・バリュー(除く日本)F(適格機関投資家専用)	7,042	67,546,864	
		NKグローバル株式アクティブファンドF(適格機関投資家専用)	3,883	39,579,419	
		ノムラ・ワールド(除く日本)エクイティ・ファンド	1,311	19,489,326	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 外国株式F	2,275	22,240,400	
小計		銘柄数:19	57,797	908,708,380	

	組入時価比率：99.1%		100.0%
合計			908,708,380

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【マイストーリー・日本株 100】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第21期 (2022年 8月29日現在)	第22期 (2023年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,198,455	58,384,168
投資信託受益証券	778,153,117	923,293,984
流動資産合計	823,351,572	981,678,152
資産合計	823,351,572	981,678,152
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,987,331	45,209,039
未払受託者報酬	129,496	151,008
未払委託者報酬	3,107,878	3,624,114
未払利息	43	76
その他未払費用	12,894	15,038
流動負債合計	36,237,642	48,999,275
負債合計	36,237,642	48,999,275
純資産の部		
元本等		
元本	488,701,213	505,128,929
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	298,412,717	427,549,948
(分配準備積立金)	150,422,291	256,723,945
元本等合計	787,113,930	932,678,877
純資産合計	787,113,930	932,678,877
負債純資産合計	823,351,572	981,678,152

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	30,879,055	173,183,019
営業収益合計	<u>30,879,055</u>	<u>173,183,020</u>
営業費用		
支払利息	1,871	4,812
受託者報酬	267,165	284,832
委託者報酬	6,411,838	6,835,785
その他費用	26,600	28,359
営業費用合計	<u>6,707,474</u>	<u>7,153,788</u>
営業利益又は営業損失()	24,171,581	166,029,232
経常利益又は経常損失()	24,171,581	166,029,232
当期純利益又は当期純損失()	24,171,581	166,029,232
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	918,284	4,642,793
期首剩余金又は期首次損金()	302,777,722	298,412,717
剩余金増加額又は欠損金減少額	24,598,937	34,174,610
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	24,598,937	34,174,610
剩余金減少額又は欠損金増加額	19,229,908	21,214,779
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	19,229,908	21,214,779
分配金	<u>32,987,331</u>	<u>45,209,039</u>
期末剩余金又は期末欠損金()	298,412,717	427,549,948

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 8月30日から2023年 8月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 2022年 8月29日現在		第22期 2023年 8月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	488,701,213口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	505,128,929口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6106円 (16,106円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8464円 (18,464円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日			第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日																																																								
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>23,252,358円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>147,992,240円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>160,157,264円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>331,401,862円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>488,701,213口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>6,781円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>675円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,252,358円	収益調整金額	C	147,992,240円	分配準備積立金額	D	160,157,264円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	331,401,862円	当ファンドの期末残存口数	F	488,701,213口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,781円	10,000口当たり分配金額	H	675円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>161,389,410円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>170,830,670円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>140,543,574円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>472,763,654円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>505,128,929口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>9,359円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>895円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	161,389,410円	収益調整金額	C	170,830,670円	分配準備積立金額	D	140,543,574円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	472,763,654円	当ファンドの期末残存口数	F	505,128,929口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	9,359円	10,000口当たり分配金額	H	895円
項目																																																											
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	23,252,358円																																																									
収益調整金額	C	147,992,240円																																																									
分配準備積立金額	D	160,157,264円																																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	331,401,862円																																																									
当ファンドの期末残存口数	F	488,701,213口																																																									
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,781円																																																									
10,000口当たり分配金額	H	675円																																																									
項目																																																											
費用控除後の配当等収益額	A	0円																																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	161,389,410円																																																									
収益調整金額	C	170,830,670円																																																									
分配準備積立金額	D	140,543,574円																																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	472,763,654円																																																									
当ファンドの期末残存口数	F	505,128,929口																																																									
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	9,359円																																																									
10,000口当たり分配金額	H	895円																																																									

収益分配金額 I=F×H/10,000	32,987,331円	収益分配金額 I=F×H/10,000	45,209,039円
------------------------	-------------	------------------------	-------------

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p> 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p> 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p> 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第21期 2022年 8月29日現在	第22期 2023年 8月29日現在
<p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 . 時価の算定方法</p>	<p>1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 . 時価の算定方法</p>

投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
期首元本額 480,622,448円	期首元本額 488,701,213円
期中追加設定元本額 38,738,667円	期中追加設定元本額 51,303,306円
期中一部解約元本額 30,659,902円	期中一部解約元本額 34,875,590円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第21期 自 2021年 8月31日 至 2022年 8月29日	第22期 自 2022年 8月30日 至 2023年 8月29日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	29,768,808	161,351,892
合計	29,768,808	161,351,892

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式(2023年8月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年8月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ジャパン・オープンF(適格機関投資家専用)	4,388	133,917,372	
		アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF(適格機関投資家専用)	1,606	82,946,688	
		ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	7,188	187,103,640	
		スパークス・厳選投資・日本株ファンドF(適格機関投資家専用)	3,820	81,732,720	
		ノムラ - T&D J Flag日本株F(適格機関投資家専用)	3,113	51,327,144	
		SJAMバリュー日本株F(適格機関投資家専用)	5,210	91,539,700	
		One国内株オーブンF(FOFs用)(適格機関投資家専用)	8,391	148,101,150	
		日本フォーカス・グロースF(適格機関投資家専用)	8,190	146,625,570	
小計		銘柄数: 8	41,906	923,293,984	
		組入時価比率: 99.0%		100.0%	
合計				923,293,984	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

マイストーリー・株25

2023年9月29日現在

資産総額	1,112,314,172円
負債総額	2,499,502円
純資産総額（ - ）	1,109,814,670円
発行済口数	974,129,144口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1393円

マイストーリー・株50

2023年9月29日現在

資産総額	2,392,379,968円
負債総額	6,113,511円
純資産総額（ - ）	2,386,266,457円
発行済口数	1,741,696,761口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3701円

マイストーリー・株75

2023年9月29日現在

資産総額	1,926,441,190円
負債総額	1,390,946円
純資産総額（ - ）	1,925,050,244円
発行済口数	1,212,764,131口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5873円

マイストーリー・株100

2023年9月29日現在

資産総額	954,115,129円
負債総額	2,970,601円
純資産総額（ - ）	951,144,528円
発行済口数	539,330,711口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7636円

マイストーリー・日本株100

2023年9月29日現在

資産総額	984,406,354円
負債総額	693,328円
純資産総額(-)	983,713,026円
発行済口数	523,259,623口
1口当たり純資産額(/)	1.8800円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるもの

とします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けてあります。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

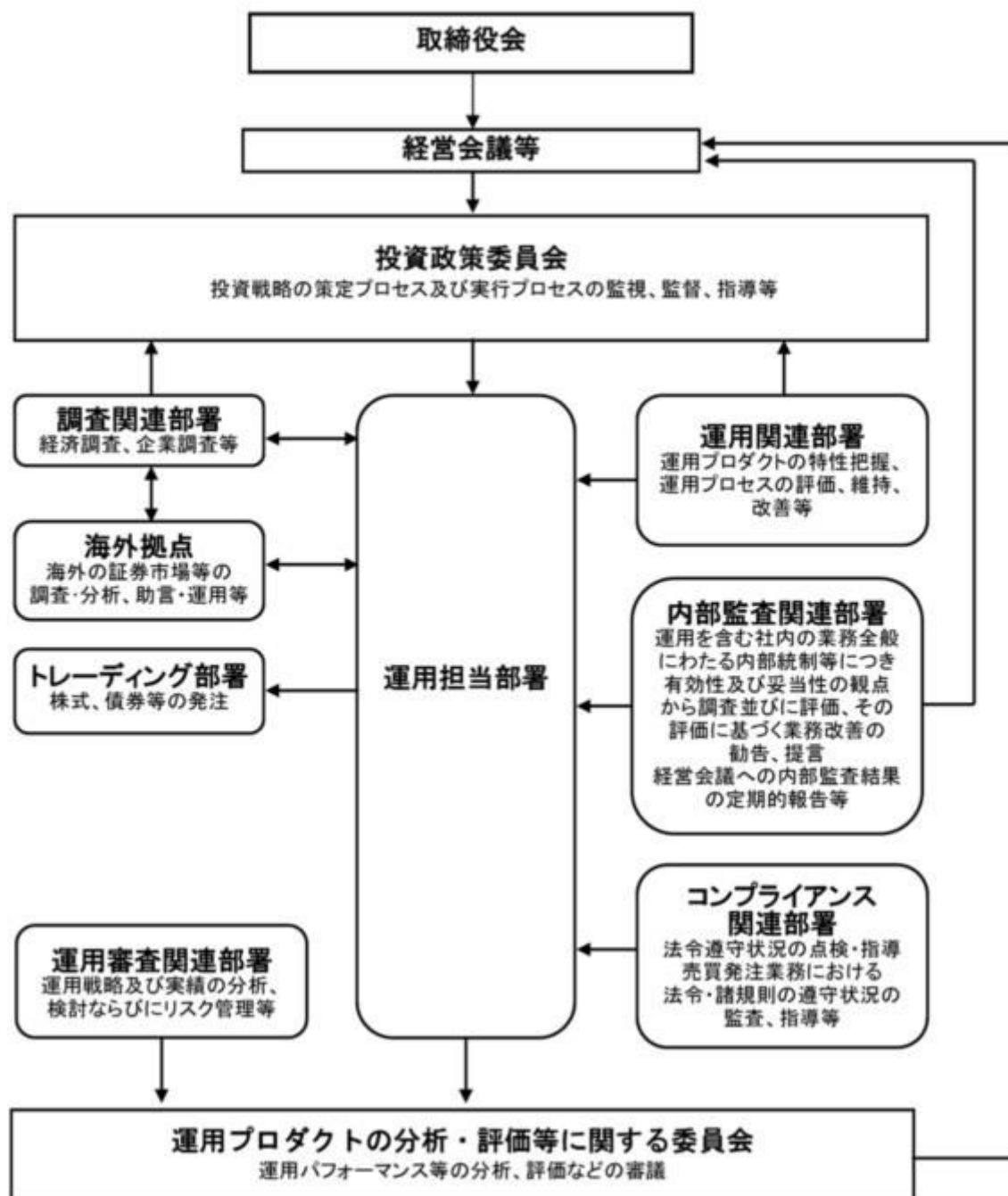
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年9月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,011	45,214,425
単位型株式投資信託	182	672,336
追加型公社債投資信託	14	6,751,050
単位型公社債投資信託	472	989,018
合計	1,679	53,626,829

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2 . 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3 . 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		2,006		1,865	
金銭の信託		35,894		42,108	
有価証券		29,300		21,900	
前払金		11		11	
前払費用		454		775	
未収入金		694		1,775	
未収委託者報酬		27,176		26,116	
未収運用受託報酬		4,002		3,780	
短期貸付金		1,835		1,001	
未収還付法人税等		-		2,083	
その他		57		84	
貸倒引当金		15		15	
流動資産計		101,417		101,486	
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	1,219		906	
器具備品	2	525		428	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	

投資その他の資産		16,067		16,336
投資有価証券	2,201	1,793		
関係会社株式	9,214	10,025		
長期差入保証金	443	520		
長期前払費用	13	10		
前払年金費用	1,297	1,553		
繰延税金資産	2,784	2,340		
その他	112	92		
固定資産計		23,023		23,235
資産合計		124,440		124,722

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金		120		124	
未払金		17,615		17,879	
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	1	9,512		9,682	
未払法人税等		1,319		1,024	
前受収益		22		22	
賞与引当金		4,416		3,635	
その他		121		46	
流動負債計		33,127		32,414	
固定負債					
退職給付引当金		3,194		2,940	
時効後支払損引当金		588		595	
資産除去債務		1,123		1,123	
固定負債計		4,905		4,659	
負債合計		38,033		37,074	
(純資産の部)					
株主資本		86,232		87,419	
資本金		17,180		17,180	
資本剰余金		13,729		13,729	
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金		55,322		56,509	
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等		174		229	
その他有価証券評価差額金		174		229	
純資産合計		86,407		87,648	
負債・純資産合計		124,440		124,722	

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬		115,733		113,491	
運用受託報酬		17,671		18,198	
その他営業収益		530		331	
営業収益計		133,935		132,021	
営業費用					
支払手数料		39,087		38,684	
広告宣伝費		804		1,187	
公告費		0		0	
調査費		26,650		29,050	
調査費		4,867	6,045		
委託調査費		21,783	23,004		
委託計算費		1,384		1,363	
営業雑経費		3,094		3,302	
通信費		72	89		
印刷費		918	903		
協会費		79	83		
諸経費		2,023	2,225		
営業費用計		71,021		73,587	
一般管理費					
給料		12,033		11,316	
役員報酬		229	226		
給料・手当		7,375	7,752		
賞与		4,427	3,337		
交際費		47		78	
寄付金		73		115	
旅費交通費		65		283	
租税公課		1,049		963	
不動産賃借料		1,432		1,232	
退職給付費用		1,212		829	
固定資産減価償却費		2,525		2,409	
諸経費		11,116		12,439	
一般管理費計		29,556		29,669	
営業利益		33,357		28,763	

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					

受取配当金	1	3,530		7,645		
受取利息		10		45		
為替差益		-		49		
その他		1,268		637		
営業外収益計			4,809		8,377	
営業外費用						
金銭の信託運用損		1,387		1,736		
時効後支払損引当金繰入額		12		10		
為替差損		23		-		
その他		266		8		
営業外費用計			1,689		1,755	
経常利益			36,477		35,385	
特別利益						
投資有価証券等売却益		26		10		
株式報酬受入益		53		46		
固定資産売却益		9		-		
資産除去債務履行差額		141		-		
特別利益計			230		57	
特別損失						
投資有価証券等売却損		0		16		
関係会社株式評価損		727		-		
固定資産除却損	2	374		52		
資産除去債務履行差額		0		-		
事務所移転費用		54		-		
特別損失計			1,158		69	
税引前当期純利益			35,549		35,374	
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890	
法人税等調整額			171		419	
当期純利益			24,904		26,064	

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本	その他資本	資本剰余金合計	利益	その他利益剰余金					
		準備金	剰余金	合計	準備金	別途積立金	繰越利益	剰余金	合計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596		
当期変動額											
剰余金の配当							26,268	26,268	26,268		
当期純利益							24,904	24,904	24,904		

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,364	1,364	1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剩余金の配当			26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232		
当期変動額											
剩余金の配当							24,877	24,877	24,877		
当期純利益							26,064	26,064	26,064		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,186	1,186	1,186		
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419		

(単位：百万円)

評価・換算差額等

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剩余金の配当			24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3 . デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4 . 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5 . 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしてあります。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしてあります。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

7 . 収益及び費用の計上基準**[会計上の見積りに関する注記]**

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

〔時価の算定に関する会計基準の適用〕

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3 項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

〔未適用の会計基準等〕

該当事項はありません。

〔注記事項〕

貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901百万円 器具備品 657 合計 1,559

損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634百万円
2. 固定資産除却損 建物 346百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374	2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月 1 日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日

効力発生日 2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日

効力発生日

2023年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他(デリバティブ取引)	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度(百万円)
市場価格のない株式等()1.2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)()	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引(通貨関連)	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

() 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によってあります。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百

万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	121	121

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	46	46

退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	1,521
退職給付の支払額	904
その他	14
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>21,967</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	19,687
	879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用收益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	1,476
退職給付の支払額	1,133
その他	83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	19,378
	1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用收益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金	1,138
退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	227
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348
未払社会保険料	85
その他	44
繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	1,696
繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	171
関係会社株式評価益	84
その他有価証券評価差額金	102
前払年金費用	481
繰延税金負債合計	840
繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.9%
タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外國源泉税	0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
期首残高	1,371	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	48	-
資産除去債務の履行による減少	296	-
期末残高	1,123	1,123

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)
委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬（注）	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 株当たり純資産額 1 株当たり当期純利益	17,016円74銭 5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 普通株式に係る当期純利益 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数
24,904百万円 24,904百万円 5,150,693株	26,064百万円 26,064百万円 5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2023年9月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2023年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行ない、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

（2023年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年11月24日	有価証券届出書
2022年11月24日	有価証券報告書
2023年 5月25日	有価証券届出書の訂正届出書
2023年 5月25日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、他の記載内容が存在しないと判断したため、他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野明史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株25の2022年8月30日から2023年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株25の2023年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野明史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株50の2022年8月30日から2023年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株50の2023年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野明史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株75の2022年8月30日から2023年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株75の2023年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野明史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・株100の2022年8月30日から2023年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・株100の2023年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月14日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野明史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー・日本株100の2022年8月30日から2023年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー・日本株100の2023年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。